

第52回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

平成24年9月24日(月曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦勞様でございます。

開会の前にご報告申し上げます。

松尾文雄議員は、9月14日にご逝去されました、謹んで哀悼の意を表します。

故松尾文雄議員は、町議連続4期当選され、町政の発展に尽くされた功績は、誠に多大なものがあります。また、その若さとたゆみのない研究心に富む人柄から、今後のご活躍を期待されていたところでありました。

しかし、再びその温容に接する機会を失ったことは、痛恨の極みであります。

ここに故松尾文雄議員のご冥福を祈り、謹んで黙禱を捧げたいと思いますので、ご起立願いたいと思います。

それでは、黙とう。

[30秒間 黙とう]

議長（西岡 正君） はい、黙とうを終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、一般質問であります。

10名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに、3番、岡本義次議員の発言を許可いたします。はい、岡本議員。

[3番 岡本義次君 登壇]

3番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。3番議席、岡本義次でございます。よろしくお願ひいたします。

暑い暑いと言われておりました夏も、9月の末を迎え、朝夕めっきり涼しくなりました。ススキの穂や可憐なコスモスがなびいており、また、たわわに実った稲作が刈り取られ、暑いけれど、水があったので豊作であると聞いております。誠にめでたいことでございます。

今日はですね、3件の質問をさせていただきます。

1件につきましては、空き家の有効利用についてということで、この席から。2件目の三方里山の公園遊具についてと、3件目の獣害被害については、議員席からの質問といた

します。

それでは、空き家の有効利用について。佐用町においても、あちらこちらの集落において、人口減少と共に、空き家が増えております。これらそのままではなく、何とか有効利用できないものでしょうか。次のことを、町長に伺っていきます。

一つ、空き家の調査をしたことがありますか。

一つ、佐用町内において、現在、空き家、何件ありますか。

一つ、その中で他人に貸してもいいという物件は、いくらありますか。

一つ、町が空き家を借りて、大学生に家賃は無償で貸して若者を呼び込めないものでしょうか。

一つ、企業等にも貸して、その会社の社員が田舎体験で家族と共に野菜作ったりしながら3日なり1週間等、田舎でのんびり過ごしてもらおうようなことができないのか。インターネットや書面で企業に呼びかけはしませんか。

一つ、空き家が朽ちかけているのが、多くあり、持ち主が、当然、責任をもって管理することではありますが、持ち主不在というのか、不明になり、放置されているものについては、危ない所については、町は、どのように対処するのかということでございます。

一つ、空き家を利用して、少しでも町外の方に来ていただいて、町がにぎわうように、佐用町において、お金が落ちる仕組みづくりをしませんかという、この問題について、町長に伺っていきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。ご苦労様です。

本議会におきましては、10名の議員の皆様から、一般質問の通告をいただいております。今日、明日、2日間にわたりまして、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

空き家の有効利用についてということでございますが、空き家の増加は佐用町に限らず、都市部も含めて、全国的な問題になりつつあります。佐用町におきましては、空き家の活用を図るため、兵庫県とも連携をし、田舎暮らしにあこがれている都市住民を対象として、空き家情報等のPRを行い、町内の定住・交流人口の促進を図るため、空き家情報等活用システム事業を実施しているところでございます。

まず、1点目の、空き家調査を実施したことがありますかということではありますが、平成21年度において臨時雇用促進事業を活用いたしまして、佐用町内の空き家の全数調査を行い、空き家の所在地及び推定の所有者を調査をいたしております。

2点目の、空き家は何軒ありますかということではありますが、21年度調べでは、町内で557軒の空き家がございます。これは、世帯数にして、約8.3パーセントということ입니다。地域別では、佐用地域が228軒、8.5パーセント。上月地域は169軒、9.9パーセント。南光地域では83軒の6.6パーセント。三日月地域では75軒、7.3パーセントでございました。

次に、3点目の他人に貸しても良いという物件はというご質問でございますが、現在これら557軒の物件について、所有者の特定、連絡先等を調査中でございます。

その上で、売買を含む賃貸しが可能な物件につきましては、所有者の意向を把握した後、所定の手続きが完了すれば、兵庫県のホームページに掲載し、できる限りの情報を公開しており、現在は20件の物件が公開をされております。

次に4点目の、町が空き家を借り、大学生に無償で貸し出して、若者を呼び込めないかというご質問でございますが、既に、学生のゼミやボランティア活動として貸し出しておりますが、大学生におきましては、本来、学校での講義が主でありますから、なかなか、これを活用する、十分に活用されるということがありませんでした。大学生に継続的にです、活用してもらおうというようなことは、これは、難しいなというふうに、思っております。

次、5点目の、インターネットや書面で、企業にも呼びかけはしませんかのご質問ですが、所有者の要望があれば、町のホームページなどで、情報を発信するようしていきたいというふうに思っております。

ただ、空き家の中には、お仏壇が残っている。また、お盆とお正月には帰省をしている。年に数回は帰省しているので、空き家という認識はない。自治会費は支払っているなどといった理由から、町や自治会の認識と、所有者の認識が違っているケースが非常に多く見られます。町外に出ておられる所有者も、できる限り、管理をしていただいて、ふるさとの絆を保っていただくことも、これも大事だなというふうに考えております。

次に6点目の、不明になり放置されているものはどうするのかというご質問でございますが、行政にとりまして、この問題が、一番、これから大きな問題だというふうに思います。佐用町におきましては、管理不十分な空き家等の相談があれば、現地確認などを行い、所有者の特定などを行っておりますが、行政が指導、勧告、命令などを行っても、最終的には所有者の意思、判断に任せるしかないというのが、現実でございます。

建築基準法によりますと、自治体は著しく危険な建物の撤去を所有者に命令をできますが、所有者が不明の場合などは、法令根拠が無いため、命令措置行為等を行うこともできません。全国的にも未解決になっている事例も多くありまして、その要因といたしまして、所有者の所在が不明であるとか、相続問題が発生して相続人が確定をしていないとか、土地建物の債権者が、除却を拒んでいる。また、放置家屋等としての認識が無い。また、放置家屋等を財産として主張し、除却に応じないなど、また、経済的資力が無くて、除却又は改善の費用が払えないという理由。そのような理由が考えられます。

町といたしましては、管理不十分な空き家には不審者の出入りや放火などの防犯上の問題や災害時の危険性もありますし、町民の安全・安心の確保及び生活環境の保全のための方策は必要というふうに考えております。

最後7点目の、空き家を利用して町のにぎわいを取り戻し、町にお金の落ちるような仕組みはできないのかというご質問でございますが、各地域におきましても、空き家対策には苦慮をしております。そういう方法があれば、参考にしたいわけではありますが、なかなか、良い方法が見つかりません。

確かに、利用することが、一番いいわけではありますが、そういう利用については、今後、できるだけの利用を、方策に取り組んでいきたいと思っておりますが、一方、現実には、この危険な空き家等の処置、管理をです、今後、どうしていくのかということ。これが深刻な問題であり、町としても、この点についても、考えていかなきゃいけない時代がやってきているというふうに考えております。

以上、この場での、このご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 3番目のですね、557件、調査中で、県のホームページに載せてい

るということでございます。その中でですね、20件の物件が、貸してもいいというふうに挙がっているということでございますけれど、この20件については、佐用町内において、その条件的には、どのような文言いうんか、そんな条件が、どこか出ているかどうかについて伺いたいと思います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） はい、お答えいたします。

まず、その登録の内容なんですけれども、まず、所在地。これは大字が出ております。後、物件の種別としまして、一戸建てであるとか、長屋であるとかいうことで表示しております。

後、所有者につきましても、この場では民間という表示があります。

後、売買、賃貸の要望なんですけれども、売買あるいは賃貸でしてございまして、その価格。売買の価格なり、後、月当たりの賃貸の価格を表示しております。

後、土地面積と建物の床面積が表示してございます。

後、公共的な機関から、まず、JR何々駅から車で10分とか、徒歩何分とか、そういう表現がしてございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） それらの物件についてはですね、もし、どう言うんですか、町外の方が貸して欲しいとか、売って欲しいという要望があった場合は、どう言うんですか、その持ち主だけとの話になっておるんか、それとも、町の商工観光課が、ある程度は、中に入って、アドバイスいうんか、来ていただけるようなことについて、そういうような何らかの措置を取っておられるんか。そこらへんについては、どうなんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） まず、最初におきましては、当然、町が、間に入って、お話をするようになります。

ただ、町は、不動産屋ではございませんので、やはり、後につきましては、相対でお話していただいておりますのが現状でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） その中で、何件かまとまったりしたことがありますか。そこらへんについては、いかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） この制度は、平成 15 年から、合併前の各町でやっておったわけですけども、合併後、平成 20 年からの資料しか、今現在、手持ちに持ち合わせがないんですけども、5 件ございました。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） その 5 件は、売却で、町外の方が、佐用町にお入りになったということでの 5 件でしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 全てが入っておられるとは、ちょっと確認しておりませんので、ひょっとしたら、空き家のままで、別荘的なことがあるかも分かりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） いわゆる、貸せるというんじゃなくて、売却されたという 5 件という認識でいいんですね。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 申し訳ありません。
5 件の内訳ですけども、まず、売買が、4 件でございます。後、賃貸が 1 件でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） はい、分かりました。
それとですね、大学生には、学生には勉強がございましてですね、ずっとおるといいうわけにはいきませんが、佐用町においても、光ファイバー等を引きましてですね、そういう

学生の夏休み、春休みとか、そういう冬休みの、そういう休み期間中にはね、こちらにおっても、そういう光ファイバーを使いながら、自分たちが勉強なり研究したり、田舎で、ゆっくり、のんびり体験ができるということでの、私は、学生の呼び込みは、少しでも若者が町に入って来て、闊歩してくれるというんか、いろいろ、来てくれることによつてのいう思いで、これを書かせてもらったんですけど、町長の、その中で、今、どう言うんですか、十分な活用がなかったということで、継続的には、難しいということでございますけれど、そういう、休み休みでの呼びかけというんは、今後、どのように、お考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、実際に、そういう学生達が、佐用町に来て、ボランティア活動とか、グループとしての活動、また、ゼミなんかの活動なんか利用できるかということで、貸出をして、ここ3年ぐらいやってみたところですよ。実験的にですね。

しかし、なかなか、やはり学生も、1年、2年の時にはいいんですけども、直ぐにまあ、就職活動等も、非常にありますしね、学生が継続して、使っていくというのは、利用する主体というものもしっかりとした組織はできませんし、大学なりが、そういう所を指定して、大学の先生なんか中心になって、学生を連れてきてというようなことができればいいし、そういうお話があればですね、また、町としても協力をしていきたいと思っておりますけれども、なかなか学生だけに呼びかけて来ていただいてということも、これは、実際やってみて、難しいというのが、実感であります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） まあ、今、町長の答弁の中で、確か、学生というだけであれば、なかなか難しい思いがあるかも分かりませんが、佐用町が取っております留学生のですね、大阪大学の、1年に1回取っておりますね。留学生呼んで。そういう学校単位の中で、学校にも呼びかけて、学生が、同じ人じゃなくても、入れ代わり立ち代わりやってきて、そこで、いろいろ研究なり、そのゼミの勉強なりしてくれるということが、大事かと思っておりますので、今後ですね、ひとつ、役場の人達も、そういうようなことも踏まえて、勉強していただいてね、学校に呼びかけて、阪神間の学生達が佐用にやってきてくれてね、できるような格好も、ひとつ、商工観光課長を中心に勉強して見ていただきたいと思っております。

それから、会社についてもですね、やはり、大企業、中小企業問わずに、会社に呼びかけることによって、会社の社員が家族連れでやって来てくれるというようなことも、また、呼びかけがしてみる必要があるんじゃないかと思いますが、そこらへんについては、商工観光課長は、どのように思っていますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 企業におかれましては、近年、社会奉仕活動というようなことから、ボランティア活動もされておるかと思えます。そういう活動が、東京に本社であります、ある製薬会社が4年間ほど来られたわけなんですけれども、そのような中、来られた社員の方には、田舎もええでと。再々来てくれとかいうような話もしたんですけれども、ただ、年1回のボランティアで終わったような結果がございます。

そういう意味で、これから、また、企業の奉仕活動も活発になるでしょうから、そういう状況見まして、これから検討していきたいなと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 確か、棚田なんかもね、それから、矢原村とかいうんが、ある程度、町との交流が出来ておりますけれど、そういう人達にも、会社関係、そのボランティアだけじゃなくってですね、やはり家族連れでやって来て、田舎も体験していただき、気分的に、自分の心身をリフレッシュにしてもらおうということでの、やはり、企業に呼びかけることによって、その企業の家族が、そういう、のんびりしてもらおうというふうなことも、やっぱり呼びかけしてみる必要があるんじゃないかと思えます。

これだけ、空き家が、ドンドン、ドンドン、増えてきてですね、その空き家というんは、締め切って、何も、風も入れなかったら、そういう畳とか家の中も、ボコボコになったり、家の傷みも酷くなりますんで、ある程度、やはり風を入れてですね、そういう換気通すいうことも大事じゃないかと思えますんで、そこらへん、空き家の方にですね、そういう呼びかけもし、少しでも、その空き家を貸していただけるような方向の中でですね、商工観光課も、その空き家の人達と連絡を取り合ってもですね、そういう方向に、町の活性化につながるようなことに、持っていったらいいんじゃないかというふうに思っておりますので、また、一つ、役場の方の幹部の皆さんも、ご尽力していただきたいと思っております。

この件については、また、商工観光課の努力を、また、望みたいと思えます。

2件目のですね、入ります。三方里山公園の遊具についてということでございまして、三日月の三方里山公園には、いろいろな自転車の乗り物があり、夏休み、お盆間に多くの子ども達でにぎわったと聞いております。

その乗り物は、ひまわり祭りの時にも会場に持って行かれたりして、多くの方が利用されておるとも聞いております。

そこで次のことを町長に伺っていきたいと思えます。

一つ、年間を通じて何人の方の利用があったんでしょう。

一つ、子ども連れということで、むしろ、春休み、夏休み、冬休み、そういう5月の連休等は、やはり、多いかと思えますが、そこらへんとの差は、どうなんでしょうか。

一つ、ムーンカートという乗り物が以前あったそうでございますが、壊れてしまい、今現在は、1台も使えていないというふうに聞いておりますので、人気があって小さな子どもでも利用できる、そういう物であれば、3台でも、4台でも買ってあげて、また、そういうふうに見える物であれば、使ってもらったらというふうに思ったりしております。

一つ、町内と書いておりますけれど、町内外についても、さよっちとか、佐用インター

ネットの中にも、そこらへんについて、もっとPRしたらいいんじゃないかというふうに思っておりますが、そこらへんについて、伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員の2点目のご質問でございます三方里山公園の遊具についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、第1に、年間を通じて何人の方の利用がありますかということですが、三方里山公園は、平成6年4月にオープンして以来18年が経過をしております。現在、利用できる遊具といたしましては、自転車類は6種類16台がございます。また、屋外の据付遊具類といたしましては、ターザンロープ1基、バネ付動物が3台、木製複合アスレチック及び複合遊具が各1台、ブランコ4台の2基が、それぞれございます。

最近の利用者状況といたしまして、平成18年度は8,102人、20年度が9,891人、23年度では6,961人の来園者がございました。

続いて、2点目の、子ども連れということ、春、夏、冬休み、5月の連休等はいくらの利用者がありましたかということですが、平成23年度の利用状況では、春休みに1,038人。5月の連休で813人。夏休み1,181人。冬休み208人の利用がございました。

また、平成24年度では、春休み972人。5月の連休が934人。夏休みが1,289人となっております。いずれの数値もお子様連れの人数ではなくて、利用者全体の人数でございます。

次に、ムーンカートという乗り物が以前あって、壊れてしまい、現在は無いということを知っているが、人気があって小さな子どもも利用できるものなら、購入しては。再購入が考えられないかということについてでございますが、お尋ねのムーンカートにつきましては、確かに、昨年度まで利用ができておりましたが、しかし、度重なる修繕にも限界がございまして、使用できないということで、昨年、処分をしたところでございます。

今後も、親子で遊べる身近な公園として、この三方里山公園を利用させていただくためにも、利用者の要望も把握しながら、補充や修繕をしていきたいと。施設の充実ということを図っていくことも必要かというふうに考えております。

次に、4点目の、町内で、もっとPRすべきではないかということについてでございますが、現在のところ、町ホームページに掲載をいたしております。利用者の口コミなどにより、町内外から来られておりますが、町内の利用者が少ないように感じますので、町広報などで紹介をしたりしながら利用促進に努めていきたいというふうに思います。

以上、このご質問につきましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） ムーンカートというのはですね、1台、値段にしていくらぐらいなんでしょう。そこらへんについて、調べておりますか。という部分が1点と。

もし、ムーンカートというんはですね、手軽に子ども達が乗って、足、こげるということでございますので、三方里山だけじゃなくって、笹ヶ丘でもね、値段が、そんなに高く

ないんであれば、滑り台の下の方でも、子ども達が、気軽に乗って遊んだりできるんじゃないかと思うんで、そこらへんについては、どんなんでしょう。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 14、15万ということ聞いております。1台ね。

ただまあ、どこにでもない。やっぱり、子ども達が、足で踏んで、手軽に遊べるということは確かなんですけども、やはり、公園内、限られた中で、柵のある所じゃないとね、やはり落ちたり、危険なこともありますから、三方里山公園のようにコースがあって、その範囲の中で、乗って回れるというような所、そういう所では、子ども達に、かなり人気のある、手軽に遊べる遊具ではないかというふうに思います。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） まあ、そうやって、気軽に子ども達が、楽しんで遊べるということであれば、1台、14、15万であればね、3台なり5台でも補充できるものであれば、あれしてあげて、佐用町の、その、インターネットにも載せてございますということですけど、広報なり、また、町内の方でも、知らない人が、たくさんいるんじゃないかというふうに思います。

ですから、インターネットいうんは、若者、持っておる方は、見れるかも分かりませんが、なかなかですね、そのインターネットで確認というんは、誰もがする、できないと思いますんで、そこらへんについては、今後ですね、広報なり、いわゆる春休み、夏休みとかについてですね、いわゆる、防災無線についてでも流してあげたら、利用者が、もうちょっと増えるんじゃないかというふうに思っております。

せっかくいい物がありますんで、町内外の人に、少しでも多く来てもらってですね、そこにお勤めの方がね、また、熱心な方で、そこへお見えになった方が、どう言うんですか、三日月の味わいの里や、平福の道、上月ふれあい、そういうようなことを、いろいろPRをされたりしてね、やはり、あっちも、こういう所あります。笹ヶ丘がありますということで、行ってもらって、食事なり、土産の一つでも買ってもらえるようにね、熱心な方で、呼びかけもされておりますんで、そこらへんは、いい人が管理されておるなということには、気がついて帰りました。

ですから、町内外の人が、少しでも多く利用してもらって、佐用町に少しでもにぎわいが戻ってね、佐用町の商工会でも、そういう佐用町の平福や、上月や三日月の味わいの里で、そういう食事、土産でも、少しでもね、買って帰ってもらうように、一つのきっかけになったらと思っておりますんで、そこらへんについては、今後、三日月支所が、これ、受け持っておるいうんか、管理されておるんやね。そこらへんについては、十分連絡取り合ってね、また、買えるんであれば、ムーンカートも買ってやっていただきたいと、このように思っております。はい。

この質問については、以上とします。

それから、獣害被害についてという3点目に入ります。

町内の農家の方は米や野菜や、庭の花やお墓の花までも食べてしまい、皆、毎日毎日、

困って悲鳴を上げております。何とかならないかという、半ばあきらめ顔の状態でございますけれど、次のことを、町長に伺いたいと思います。

一つ、昨年と比べて捕獲状態は、順調に捕獲されておりますか。

一つ、銃の場合は、誰でもとれないが、おりとわなについて、もっと簡単に、講習ぐらいで与えて、仕掛けるようなことは、できないのでしょうか。

一つ、できなければ、佐用町の方で、姫路の方まで行かなくても、呼んで来てですね、講習を受けてもらえる。少しでも多くの方が資格を取ってもらえる。そういうふうにはできないのかどうか。

それから、現在、おり、わなのかける数は、1人、いくらかけられるのでしょうか。

一つ、それらをもっと、数的に増やすことができないのでしょうか。そこらへんについて、伺っていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目の獣害被害についてのご質問にお答えさせていただきます。

その中で、まず、昨年と比べて捕獲状況は順調に捕獲されているのかというご質問でございますが、昨年度より、佐用郡猟友会のご協力を得て、シカ捕獲実施隊を結成をしていただき、暑い夏場も銃器とわなによる有害鳥獣捕獲活動をしていただいております。

4月から7月の4カ月間で、昨年と本年を比較いたしますと、シカは32頭多い444頭、イノシシは12頭少ない46頭が捕獲をされ、総数では、20頭多く捕獲をしていただいております。

次に、2番目の銃の場合は誰でもとれないが、おりとわなをもっと簡単な講習ぐらいで与えて、仕掛けるようにできないのかというご質問でございますが、網猟、わな猟及び鉄砲による猟をしようとする者は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条の規定により、都道府県知事が実施する狩猟免許を受けなければならないと定められておりますので、講習だけでは活動はできません。

次に、第3で、できなければ、佐用の役場で講習会等ができないかのご質問でございますが、講習を受けただけでは、わなの設置することはできませんが、狩猟免許を取得するための講習会を開催することは、関係機関との調整を行う中で検討をしてみたいと思います。

次に、第4の、現在、おり、わなのかける数は、1人いくらかけられるのかというご質問でございますが、猟期中は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第3項の規定により、同時に31以上のわなを使用する方法は、禁止をされておりますので、法的には、1人最大30までとなっております。

しかし、なお、有害鳥獣捕獲活動中は、佐用郡猟友会の申し合わせにより、一人最大4基までとされております。

次に、第5の、それをもっと数を増やせないのかのご質問であります。有害駆除活動では、平成22年度から箱わなによる捕獲活動を始めております。多くの箱わなを管理するのは、事故の心配もあり、最初は1基のみの設置でありましたが、現在は最大4基までできるよう猟友会の中で申し合わせができております。

以上、この活動についての概要をご説明をさせていただきます。この質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） まあ、狩猟免許の認可については、第39条で、都道府県知事いうことで、県知事となってございますけれど、やはり県内ですね、これほど多くの方が、もう、悲鳴を上げるほど、私も、この鳥害、獣害のことについては、3回、4回というような感じでやらしてもらっておりますけれど、まあ、いろいろ、どう言うんですか、田んぼに、畑に網、そして、電気柵等張り巡らせてですね、皆、本当に困っている状態でございます。

まあ、温暖化のせいも、シカも、ドンドン、ドンドン増えてですね、なかなか、獲っても獲っても追いつかないような状態でございますので、そこらへんについては、もっと、県の方に強く、町としても、呼びかけて、していただいておりますね、そういうおりや、わなの簡略化というんか、していただくようなことを、もっと、要請を1つはお願いしたいと、このように思っております。

それから、免許のですね、講習については、年何回ぐらいな試験があつてですね、その講習についての費用は、町が、何らか、どう言うんですか、その受けられた方に対して、補助的な物は、出されておるんかどうかについても、伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

〔町長「農林振興課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 狩猟免許の関係ですが、年2回あります。

で、後、それぞれの猟の免許によりまして、2分の1の助成をいたしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 年2回は、その試験場は、神戸でやるんですか。それとも、姫路でやっておるのでしょうか。そのことが、まず1点と。

それから、その2分の1というんは、そのかかった経費に対する2分の1か、そこらへんについては、どんなんでしょう。その中身について。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 基本的には、神戸でございます。

で、後、かかった経費といいますのは、その狩猟免許の受講のためでございます、途中の交通費ですね、こういった物については、面倒は見ておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） ですから、私が、この冒頭にですね、お願いしたように、その講習会等についても、講習の先生が、誰を呼んで来るんか、ちょっと私も、その専門家という方で、今まで、前のですね、何年か前の、そういう一つの、出たような解答も含めてね、こういう試験問題が出るぞとか、また、こういうことがいうことについての講習をですね、佐用町の、その役場なり、そういう、町民に呼びかけてね、1人でも多くの方が、そういう、獲ってもらえるようにしてもらいたいというんで、やっていただけるように、今後、なるんでしょうか。そこらへんが一つと。

それから、役場の職員が、免許の数、取られておるんが、何人いらっしゃるか。そこらへんについて。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 講習の方でございますが、講習は、今、現実にやられておるのは、県の猟友会。こちらの方で主催をされておりますので、もし、講習をするとすれば、そちらの方との調整が必要かと思えます。

で、これは佐用町で、即、そのまま、明日からできるかと言いますと、調整をする必要があるというのが、今、おっしゃられたように、講習内容が、それぞれ、年々こう、法改正等がございますので、過去に免許証取得したものが、直ぐ、そのまま、過去の例題に基づいて、自分なりの解釈で、講習をするということだけでは、不可能かと思えます。

ですから、最新の情報を持った方が、やはり講習をしていただくという、このことが、受講と、後は、試験の合格率を上げていくということにつながるのではないかと考えておりますので、この方を、どういった形で、こちらの方へ来ていただけるかというのが、調整の一番大きな課題ではないかと考えております。

後は、役場の職員でございますが、私が知っておるのは、4、5名は受けておるといふ具合に思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 年間2回ですね、テストが、神戸の方であると聞いております。ですから、そこらへんについてはですね、その新しい、その改正になった分も含めて、県の猟友会の方に、お願いせざるを得んということでございますけれど、年2回の中でですね、やはり試験前の3カ月、4カ月前には、そういう方を呼んでね、2回ぐらいは、その佐用町でも講習会をしていただいて、そして、1人でも多くの方が、講習も受け、試験も通るといふふうにしていただきたいと思います。そこらへんについては、どんなでしょう。見込みとしては。

[農林振興課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、先ほど申し上げましたように、これは、県猟友会等との調整が必要でございますので、ここで可能性があるということは、即は、答えることはできません。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） いわゆる、町民が、本当に、もう困って、困って、困っておることを、やはり一つずつでも解消してやっていかないと、いけないことでございますので、やはり、そういう県の猟友会と、相談してでもね、そういう、佐用でしてあげて、そして、役場の職員が、今、課長言われたように、4、5人ということでございますけれど、360、370人が職員いらっしゃるんであれば、もう少しですね、4、5人と言わずに、もっと多く取ってもらって、各集落で、職員の方、1人、2人いらっしゃるんですから、そういう方も、免許の、おりやわなぐらいはかけてね、一つ、町民の困っておることについての解消ということで、そこらへんについては、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 職員も、そういうことに取り組んでくれる職員、できる職員、それぞれ、いろいろとあります。だから、個人、個人を、こうしなさいというような指示まではできません。

議員の皆さんも、もし、できるのであれば、取っていただいて、やっていただき、これは、町民全体が努力しなきゃいけない話だと思います。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 何も命令せいとは言いませんよ。ですから、少しでも多くの方が、職員が、町民がこだけ困って、もういつの議会でも、誰かが挙げておるわけですよ。ですから、それは、当然、議会も、そういう、頭あって、私達は、あなた達行政に対して、税金を少しでもね、そんなに困ったことに使ってもらう。確か、わなとか、おりとか、それ、どういうんですか、猟友会の、そういう班作ったり、そしてまた、いわゆる網とかね、そういうことに金がついておるということは、私も議会で、知ってますよ。

そやけど、それ以上に町民が本当に困っているということで、家の門まで出て来てね、お墓に花を、晩でも、前日立てたら、次に日行ったら、もう早、色花でも、花でも食べて

しまつて、なくなつておると。そういう状態ですんでね、そこらへんについては、やはり、もうちょっと、本当にやる気を、しっかり、農林振興課も含めてね、今の講習会も含めてですよ、やっていただきたいということでございます。

そこらへんについては、町長、今ちょっと、開き直りのような答弁だったと、私が、解釈しておるんやけど、そこらへんについてね、ほんまに、もっと真摯な、町民が、ほんまに困つておると。もう皆さんも、それは、各集落行って、皆さんに話聞いてもらったら分かることだと思います。

もう、どこも、ここも、柵網づくり、電気網づくり、二重の防護で、それでも飛び越えて入つていくつて、困つておるといふような状態でございますんでね、そこらへんについては、もうちょっと、やっぱり、農林振興課を中心に、役場職員の方が、もっと本気で、一つお願いしたいと、このように思つております。

ですから、一つ、十分、また、力になつてやっていただきたいと思つています。

これで、3件の質問を終ります。

議長（西岡 正君） 岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、2番、新田俊一君の発言を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番議席の新田でございます。

質問事項は、佐用町の人口減と、将来についてということで、お伺いをしたいと思つています。

まず、1点目ですが、佐用郡4町が合併してから、ちょうどこう7年が、もう直ぐ、近づいております。人口が大きく減少してきています。企業も他市町へ移転し、人口減につながつていふと思つています。少子高齢化は進み、若者が大都市へ流失しておりますが、なぜこうした現状を見て対策をしないのか、島根県や北海道の地域では、人の定着を考えて、用地を1平米100円とか120円で行政が販売すると準備したところ、ある程度のしぼりがあるが、大きな反響を呼び、団地購入に多くの人々が申込をしたと言われております。これは、若者を定着させる施策だと思つていますが、町長の考えを伺いたいと思つています。

2点目ですが、平成21年8月9日の台風による災害で、多くの人々が被害を受けられ、財産を流失されました。又、多くの人々が犠牲になり、本年8月9日に追悼式が行われました。参加された皆さんは、3年前を思い出して悲痛な顔をされておりました。私も当時を思い出し、あの悲惨な状況を思い出し、胸が痛み、目頭が熱くなりました。平成21年8月9日の台風による被害により、佐用町を離れた人もいます。確かに、佐用町幕山川、佐用川、江川川、千種川、大日山川、秋里川ですか、等々の工事は、国や県の人、ボランティアの人、町民や町長を始めとし、職員も一生懸命頑張つて、災害復興が進んでおりますことに対し、感謝を申し上げます。

また、土石流の源となつていふ小河川、山間を流れる自然のままの水路が、多くの箇所です、危険な状態になつていふます。又、山が崩壊し、土石流の予備軍が牙をむいていふます。又、宅地の多くは、越流すると、また、被害が発生する恐れもあります。そういう状況の中で、町民は心配をして、佐用町を離れる決意をしたと言つておりました。こういった不安も人口減につながつていふと思つています。一日も早く町長が不安と心配を取り除き、安心して暮らせる町、繁栄する町づくりを希望します。町長の考えはどうでしょうか。

3番目ですが、各地域の発展と町づくりは、保育園と小学校、中学校を拠点として広げて行くものと、私は考えます。確かに生徒が少なくなりましたので、保育園と小中学校

の統廃合が議論されて、統廃合に話は進んでおりますが、この佐用町の中山間地域で、学校を廃止して、佐用町が発展、繁栄するのでしょうか。廃校をする前にもっとすることがあるのではないのでしょうか。今の考えで将来に希望が持てるのでしょうか。もっと検討をして、統廃合について考え直してはいかがでしょうか。町長に伺います。

この場での質問は、これで終りたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、新田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐用町の人口減少と将来についてという大きな課題であります。議員の質問の中にあります北海道の事例というのは、由仁町の事例かと思われませんが、過疎高齢化に伴う人口の減少は、全国のほとんどの地方自治体にとりまして、最大の悩みではないかというふうに思います。

それに対しまして、それぞれの自治体が、いろいろな努力をしているわけですが、由仁町におかれましても、由仁町のような宅地造成。その宅地を供給するというような対策。マスコミです、非常に話題になるような施策もあちこちで実施をされております。

確かに、当然これ、一定の効果はあるというふうに思い、参考にもしなければならぬと思っておりますが、ただ、それだけで、人口の減少に歯止めがかかったというような、後々の情報は入って来ておりません。

それだけに、非常に、1つの事業だけで、この問題に対処することは、非常に難しいというふうに思います。

佐用町におきましても、人口減少に対しまして、直接的、間接的、また、多面的に様々な施策を講じております。これまでも度々、議会の場でもお答えをさせていただいておりますが、住宅施策といたしまして、安い、環境のいい宅地分譲、造成を行って分譲を行って参りましたし、長尾地内にあります雇用促進住宅を購入して、定住促進住宅として運営をしております。ここでは、新婚世帯や子育て世帯の月額家賃の減額に加えて、町営住宅では入居できない単身者の入居も可能で、更に、月額家賃も減額をしております。そのため、現在は、ほぼ満杯の状態でございます。

更には、本年4月から、町営住宅に新婚世帯や子育て世帯が入居をしやすくするための、入居の収入基準を見直し、運用を図っておりますが、今後は、更に、自分の家を立てて定住をしていただくことを推進していくために、若い人達でも、建てやすい、自分の家が建てやすい宅地の供給ということも、町としても、当然、取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。

その他、さよう子育て支援センターを中核として、平成22年度から町民相互で子育てを支えあうファミリーサポートセンター事業を実施して、若者・子育て世代の側面的な生活支援を図るほか、乳幼児医療の対象を拡充して、経済的な支援を通じ、子育て環境の整備と、若者・子育て世代が暮らしやすいまちづくりを推進いたしております。これらのことも、特に若い世代の定住対策に関する重要な施策であるというふうに考えております。

更に、光ファイバー網の敷設や、JR姫新線の新型車両の導入と高速化などのインフラ整備も、定住のための魅力あるまちづくりとしての取り組みでございます。

人口減少や高齢化などの過疎化対策には、現在のところ特効薬はございませんが、これまで同様、住民と行政の協働の中で知恵を出し合い、魅力あるまちづくりを推進しながら、町の将来を築いていくことが重要であるというふうに考えております。

続きまして、2点目のご質問でございますが、新田議員がご指摘のとおり、佐用町のような中山間地域では、山や川による危険箇所が多くあります。平成21年8月9日の台風9号災害により多くの人命を失い多大の被害を受けた本町では、現在、県を中心に河川改修工事や砂防工事などが進められております。また、町といたしましても、荒廃溪流の土砂防止対策とか、水路等の危険を回避するための改修とか、優先順位を決めながら整備を行っているところでございます。

一方で、近年の豪雨災害等は、局所的に大きな被害をもたらすため、改修などのハード整備だけでは災害を防ぐことは、大変難しいと考えており、住民一人ひとりが減災の考え方を基本とし、まず、自分の命は自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守るといった考え方が、町の防災力を高め、安心して暮らせるまちづくりにつながるものと考えております。

また、災害は必ずやってくる。災害への対応には限界があることなど、現実を見つめ直し、災害が発生したらどのような事態になり得るか、どのように行動すべきなのかを考えるため、各自治会で防災マップづくりや自主防災組織の強化を推進してもらっているところでございます。

町においても、ハザードマップによる危険箇所の周知、指定避難所等への標識板の設置、一時避難所表示板の作成、衛星携帯電話の設置、地域防災力強化訓練など、様々な施策を行っております。本年度から自主防災組織を再構築するため、自主防災組織において世帯台帳の作成や防災訓練実施時の支援、自治会で作成した防災マップの危険箇所の把握及び一時避難所の安全性の指導などを実施をいたしております。

また、人口の減少につきましては、災害後、町外へ転出された方もございますが、災害の前後でみますと、以前とあまり変わらないような自然現象的な人口減少の推移となっておりますように思います。本町に限らず、国の人口が減少に転じる中、人口対策に対して、特効薬的な施策はなかなか難しいと思われませんが、町といたしましては、これからも、若者の定住施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、学校・保育園規模適正化推進計画を考え直してはどうかのご質問でございますが、この推進計画につきましては、将来を担う子どもの教育を第一に捉え、教育委員会で教育の観点から検討がなされ、計画が打ち出されたものでありまして、議会の学校・園規模適正化調査特別委員会におきましても、度々、ご説明を申し上げているところでございます。子どもが成長して行く上で、学校と地域との交流事業などの地域との係わりの大切さは、教育基本法にも示されているように、教育の目的を実現するためには、教育における学校、家庭及び地域住民等、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力することが重要であるということは、言うまでもありませんが、その中で、人として、一番大事な社会性を養っていくこと。そのためには、集団生活、集団教育が、まず、非常に大事だというふうに思っております。

幼児期の保育園は、乳幼児の心身ともに健全な育成を図るため、保護者の養育すべき乳幼児等の児童に保育が欠けるところがある場合に、保育園において保育するとされており、学校は、教育を受ける者の発達段階に応じて、体系的かつ組織的な教育を授けることを通じて、知・徳・体の調和の取れた能力の伸張を図ることなど、生きる力を授ける場とされているところでございます。

これら役割と責任を果たすため、保育園におきましては、保育サービスや就学前教育をより一層充実させるための体制などを整備する必要がございます。

また、学校におきましては教育効果等の観点から、教育基本法に基づきます佐用町教育振興基本計画に定める、社会の変化に対応する学校・園規模適正化として、学校・園規模適正化推進計画を策定し、進めているところでございます。

ご指摘のとおり学校の統廃合は、地域の活性化に大きく影響する問題であることは、十分、認識をいたしておりますが、地域の将来を担う、町の将来を担う子どもたちの教育環境を改善しようとする計画でございますので、改めてご理解を賜りますようお願いを申し上げ、学校・保育園規模適正化に対する、私の答弁とさせていただきます

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[新田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 町長のおっしゃることも、よく理解しておるところなんですけれども、やはり、佐用町がね、合併して、まだこう、10年にも、まだ満たないような状況の中で、こういった、統廃合が、ドンドン進んでいくということはね、やっぱり、ちょっと、軽いところがあるんじゃないかなというふうに考えられるわけなんです。

合併する前には、校区単位で、きちりところ、将来を見つめて、きらめく佐用町を構築していきたいということが言われておりましたが、今の状態で、合併して、本当に良かったなというふうなことが、ちょっとこう思えなくなってきたと言うんですかね。合併する時の、いろんな、そういった話があるものが、10年も経たないうちに、崩れていくというようなことがね、非常にこう、今後に対して、心配なところがあるわけなんです。

それは、町長がおっしゃったように、子どもは、集団的に、いろんな教育を受けたり、人数が少なければ、何いうんですか、勉強が1クラスで、2クラスがいつぺんに教えるというふうなこともあり得るし、大変なことがあるかとは思いますが、実際に、よく考えてみますとね、例えば、三日月にでも、小学校、中学校、保育園とありますし、石井の方もあったんだろうし、今は、利神ですか。そこの学校にし、また、江川にしても、幕山にしても、久崎にしても、中安にしても、三河にしても、全部耐震構造にされてね、膨大な事業費を使って、今も使っているわけなんですけれども、この後のこの利用も、どういうふうにしていくかというふうなことも、一応、利用方法も出してもらってね、こうすると、例え小学校がなくなってもこうですよとか、保育園がなくなってもこうですよとか、中学校がなくなるとこうですよというような、そういうところまで、やっぱり及んで、考えて、やはり進めていっていただいたらと思うんですが、そのへんは、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 合併して、まだ7年という、その中で、こういう計画を推進していくということが、時期尚早だというふうに、今、ご意見だと聞きましたけれども、合併前から、当然、こういう、非常にね、人口の減少、また、少子化は進んでおりました。こういう課題を持って合併したわけです。

で、合併以前から、それぞれの町におきましても、この教育という問題については、それぞれ、社会の変化の中で、適切な判断をしなきゃいけないということで、旧佐用町におきましても学校の統合。小学校の統合というのも行われ、それ以前には、中学校の統合というものが、全町でなされてきました。

これは歴史的に見てもですね、ずっと、学校というものも、その時代の社会状況、変化に応じて、また、教育のあり方というものを、その時代、その時代の方々が、真剣に考えられて、現在があります。

ただ、時代は、大きくこうして、変わっております。昨日の小学校の運動会を見てもですね、誰もが言われるのは、昔は、当然、もっともっとたくさんの子がいてにぎやかだったと。こういう非常にまあ、そういう、寂しいということは、当然、心の中で思われますし、しかし、こういう状況の中で、子ども達が大きくなっていくのは、非常にまあ、子どもの将来にとって、問題があるのではないかという認識は、皆さんも持たれております。

ただまあ、当然、その時代の中で、大きな教育費というものを投じて、現在の施設も整備をされてきているわけですが、その施設があるから、子ども達の教育を、どうするかという問題ではなくって、また、教育は、教育として、やはり当然、純粋に、第一義的に考えなきゃいけないという問題だろうと思います。

教育と、地域のあり方、活性化という問題、これは、非常に相互関係に、実態としてはですね、関係があるわけですが、しかし、それを、どちらにするかという天秤にかけられるようなことは、当然、かける問題ではないと。教育は、教育として純粋に考えなきゃいけないというふうに思います。

その中で、判断された、また、実際に、統合されれば、その後、地域をどうするか。これはまあ、その学校施設の活用も含めてですね、これはやはり、皆さんと一緒に考えていかなきゃいけない。これは、私も、以前の、利神小学校の、今の現在の利神小学校統合の中でね、学校の統合事業というのは、ただ単に、教育としては、新しい学校施設作って、子ども達に、できるだけ教育環境を与えるということ。これだけで終るものではないと。各地域における、いろいろな、一緒に取り組んで、考え、地域の将来を考えて、ああして、ゆう・あい・いしいを作ったり、若杉館を建設したり、また、福祉施設をつくっていったり、また、学校の、地域の拠り所としてのセンターとして活用したり、そういうことも行って参りました。

それは、どの時代においても、そういうこともあったと思いますし、これからも、そういう必要が、当然あることは、十分に認識をいたしております。

以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、町長が言われておることは、一部こう、よく分かるわけなんですけれどもね、私の場合はこれ、古い考え方だとは思いますが、保育園とか小中学校の統廃合が進んでいきますとね、人口減が、僕は、進んでいくような気がするんですよね。将来の佐用町に明るい希望が持てない地域になっていくのではないかなと。いつも、僕、友達とも、また、同僚とも話すんですけども、小学校もない、保育園もない、中学校もない。そして、働くところもない。無い無い尽くしの所へ、お嫁に来てくれへんのかなと。

これは、ますますこの、人口減に繋がっていくのではないかなという考え方を持っておるわけなんです。

だから、統廃合だけがベターで、後のことはもう、あかんのやと。教育委員会が進めていることは別に考えて、最優先にやるんだというようなことは、ちょっと詭弁なところがあるのではないかなと。だから、人口減が、確かに今は、減っているんじゃないかという

話を、僕が、したわけなんですけれども、さっき。まあ、自然減で、だいたい回復しておるといふところでございますが、これから、ドンドン減っていくような気がします。

ましてや、うちとこの近くの人なんかでも、移り住んで、ほかの所へ行きたいといふような人も、結構おられます。そういったことでは、生徒もまた、親も、いなくなってくると、やはり、人口減に繋がっていくのではないかと。ましてや、少子高齢化が進んで、ドンドンとこう、家がなくなっていくといふような状況なんですよね。

昔の、その、江戸時代から、明治、大正、昭和についてはね、産めや増やせで、子どもが、兄弟が5人、6人ちゅうのは、あちこちにあったわけなんですけれども、昭和の20年以降も、ある程度、人口が増えてきて、昭和26年度が、最高のベビーブームだったといふふうに聞いております。

それで、日本も、今のお年寄りの方々が、一生懸命下を向いて、進駐軍が攻めてきた中で、廃工場を直したり、家を建てたりしながら、繁栄してきて、世界で第1位、2位といふふうになるような経済大国になったわけなんですけど、今では、そういうことが、段々なくなって、相当下の方のランクになっているんじゃないかと思えます。

何かこう、全体的に、意識改革ができていないような感じができるわけなんですよね。

僕らが子どもの頃に考えたことは、今は、こんなに悪いけども、先には、学校が、ええのが、コンクリートできて、100年も200年も持つような、ええ学校ができるらしいぞと。ますます良くなっていくぞと。人がようけ増えていくぞいふような感じを持っておったわけなんですけれども、おそらく、昭和30年以降から、ドンドンと子どもが減ってきておるといふ状況ですが、もう直ぐには、もう、高齢者と子どもと、若者というんですか、半々の状況になってくるような状態がやってくるんじゃないかと思うんですよね。それを心配して、何とかこう、地域のそういったもの、歴史的なもの、学校というものは、よほどよく考えてやっていかないと、後で、大きな後悔をすることになるんじゃないかと。

時代が過ぎていけば、過ぎていくほど、良くするのが、これ当たり前のことであって、時代がこう、進んでいくに従って、段々悪くなるというふうなことは、僕は、いけないと思うんですよね。

だから、町長が、おっしゃることも、ほとんどよく分かるわけなんですけれども、頭の片隅に、ちょっとでもね、そういう感覚は置いていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 社会が少しでもですね、1年、1年良くなっていく。毎年、少しでも良くなっていく。それは、皆、誰も願いですし、そういうことを思いで、家庭においても、一人ひとりにおいても、また、行政においても、努力はしていかなきゃいけないと思いますし、ただ、今、全てのことが、特に、人口減少ということに係わって、非常に、そういう社会の中でね、今まで、右肩上がり。前に、少し少し良く、大きく膨らんでいた、成長していたものが、逆に、それが段々と小さくしぼんでいくといふような、これも大きな、やっぱし、時代、流れで見ますとね、そういう社会の中にあることは、これはもう現実として、捉えなきゃいけないといふふうに思います。

まあ、日本の国の長い歴史を見てもですね、明治の終わりに6,000万余りの人口が、現在、1億2,000万。途中、いろんな、大きな戦争もあったりね、いろんな時代の変遷ありましたけれども、しかし、そういう、経済も伸び、社会が豊かになり、人口も、それに連

れて伸びていった時代、確かに良かったと思います。

しかし、それをね、今ここで、私達が、どうするのか。どうしたらいいのかと、これは一人ひとりにおいて、考えてみてもですね、なかなか、いい考え、打開策は難しい。ない。国自体も、そのために、非常にまあ、国全体としてもですね、大きな悩みとして、いろいろな施策も打ってますけども、それに歯止めをかける。人口の減少に歯止めをかけることができないのが現実だと思います。

まあ、学校、その中で、じゃあ、学校が果たしてきた役割。確かに、地域にとって、大きな拠り所としての役割があったと思いますけども、じゃあ、学校があるから人口が維持できるか。増えるかと。これは、当然、逆だと思います。そういうイコールの関係は、逆でない。

逆に人口が減って、子ども達が少なくなってきたから、こういう中で、現実として、教育の立場から見た時に、もっと集団教育ができる体制を作らなきゃいけないというのが、現実です。

ですから、私は、佐用町内、非常に広い地域の中でですね、確かに、子ども達の教育の中で、できる限り、その地域の中で、教育していく。大きくなっていくということは大事だと思いますけども、今の時代の中で、子どもを持つ親にとって、何が一番大事なことから、関心事かということ、やっぱり子どもの教育だと。これは、いつの時代にあってもそうだと思うんですけども。

で、どこに住んでいても、安心して、教育が受けれる。子ども達にとって、今の時代、できるだけ、いい教育が受けれるというのは、これはやっぱり、誰もが望まれることだと思います。

ですから、子ども達が、集落の中で、1人、2人で一緒に学校に通うこと自体も、いろんな意味で危険もあり、非常にまあ、心配な面が多いと。そういうことで、以前の、利神小学校の統合の時もですね、どこにおられても、子どもをきちっと、通学バス等で送り迎えを、通学して、教育が受けれる、そういう体制をつくりたいと。それは、1つの、保護者に、親にとってはですね、大きな安心であったというふうに思います。

当時を振り返っても、今、利神小学校が統合した後、確かに、全部の、全校で、今、90人ぐらいになっているかと思いますが、もしですね、あれが4校、まだ、そのまま学校として維持しておればですね、本当に学年に1人も居ないようなですね、学校もできていたことも確かですし、それは、やはり子どもにとって、ああいう運動会、一つ取っても、一緒に、ああした楽しい、また、子供同士がですね、切磋琢磨できる、ああいう機会が、もしなかったら、子どもにとって、大きな、やっぱりそれは、マイナスだというふうに思いますから、そういう意味で、やはり、これは考え方ですけども、教育委員会として、教育の観点から、まず、現在の状況は、何とか、改善していかなくちゃいけないと。そういう中から生まれた話で、何も、私も、それが、回避できるのであれば、こういう学校の統合などということにね、積極的に取り組んでいかなくても済めば、それが一番いいわけですけども、でも、子どものことを考えれば、今、それは、やはり私達の責任として、これは、今の時代のものとして、また、責任ある、それぞれの立場として、この問題には、避けて通れない課題だというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 確かに、町長がおっしゃることは、よく理解できます。

しかし、どこかで、やはり、ここは、やっぱりこうしようかというような考えは、ちょっと残して欲しいということをお願いしたわけなんですけれども、僕も昔、三日月の議会に出ておった時に、ちいと大きな話したわけなんですけど、前澤課長は知っておって思うんですけれども、赤尾いうところがあるんですけどね、あそこちょっと切り開いて、50ミリぐらいのパイプを上げてね、大きなキャンプ場をしたらどがいだろうかないうような話もしたことはあるんです。別荘地にしても、非常にいい所ではないかと。

ちょっと山を、きれいに清掃してね、マツタケが採れるような箇所も作ったりというような話もしたことはあるんですけども、笑われて、してもらえませんでしたけどね。

そういう考え方もあるんでね、山というものを利用したりして、そっちの方に従事できるようなことがあればなど。タベも、芝よか、コケやスギゴケですか、コケの方がええんやということで、その栽培に踏み切ったところが、あっこ、あるわけなんですけれども、屋上とか、いろんな所に、踏んだら、わやらしいけども、踏まない所であれば、非常にこう、強くていい物だと。

ちょうど、僕とこの家の近くにも、一株か二株持って帰ってきて植えたものが、今もうずっと繁茂してあるんですけども、そこには、もう、ほんまに湿気もあって、非常にいいわけなんですよね。

そういった、今、田んぼが、非常に多く減反されて、無茶苦茶に荒れているわけなんですけれども、ちょっと水をあてれば、簡単に栽培ができるというようなことで、ちょっと、どこの村だったか忘れたんですけども、そういう、コケを栽培するというようなことで、それに従事する人が増えてきているんじゃないかというような話をしておりました。

自然に、もう人手がないんやさかいに、もうしょうがないんやというようなことでは、しょうがないんでは、何してもしょうがないんで、人口が減ってもてもしょうがないと。

しかし、しょうがないだけでは済まされないんでね、減になるのを、少しずつでも抑えて、何かこう、考えて作り出す。

これは、ちょっと言うたら具合悪いけどな、テクノポリスのとこ、テクノのとこにも、今度、いろいろと、残土処分地、100万ほど入るんですか。その辺あたりにも、電気起こすようなとこをこしらえるとか、いろんな考え方があると思うんですけども、山でも、本当にこう、多くの材木が、谷の、水の、さっきも言いましたけれども、小さい川ね、山あいにある。それのとこに、たくさんこう、並んで落ちているわけなんですよね。

これがこう、また、外へ出て行ったら、これまた、大事になるなと思ってもって見ておるんですけれども、そういった物の除去。また、それを除去する時、何かに使うというような考え方も持っていてね、やっていただいたら、非常に雇用の場ができて、人口増にもつながっていくんじゃないかなということも思っているわけなんですけど、町長、そのへん、どうでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 全国でもね、いろいろな、やっぱし、それは当然、自治体、また、個人でも会社でも、今の時代で、何か、こういう今の時代の中で、新たな、また、仕事、産業や農業、こういうことができないか。これは、頭を悩ましながらも、皆で考えて取り組んでおられる。そういう事例が、報道にも、マスコミで報道もされております。

そういう物にも、当然、十分に研究を、関心を持ってですね、仕方がないから、もう何もしないんだと、そういうわけには、当然いきません。

何ができるか、今の状況の中で、現実をしっかりと見た上で、じゃあ、その中で、どういうふうなものを、どんなことが、可能なのかという努力、これはもう、常々、継続的に、ドンドン、やっていかなきゃいけないことだと思います。

まあ、学校が、今後、どういうふうにな、規模を適正化して、また、統合していくのか。それによって、施設も、今現在の学校施設等も、当然、この活用を、どう、後、していくのかと、考えていかなきゃいけません。

そういう中で、今、例えば、野菜の栽培においてもね、また、ああいうきのご類の栽培なんかでも、施設の中で、工場として、野菜工場、きのこ工場とかね、そういうことで取り組んでおられる所もあります。

で、近くにもですね、大きな会社ですね、そういう事業にも、取り組んで、非常にまあ、いい、立派な作物をですね、作って、それが1つの大きな事業としても成り立っているということも、聞いておりますし、そういう企業においても、こういう施設があり、土地があり、そういう所に新たな事業所としてですね、活用もしたいというような関心も示していただいております。

ですからまあ、山においてもですね、これまで利用できなかった。してない。本当に災害の元になってしまうようなですね、この木材、こういうものもね、現在のエネルギー問題、これも、一時は見放されて、何も、エネルギーにも使えなかった。薪にも使えなかった物がですね、原子力発電が、もう今後、全くこう、ゼロにしていこうとすれば、当然、新たなエネルギー源というものを、国としても、これをきちっとまた、構築していかなきゃいけない。全ての物を外国に頼って、毎年毎年、何兆円もの赤字を出していかなきゃいけないような日本の経済では、ますます、日本の国として、この国自体の経済というものが、もう沈滞してしまうのは明らかであります。

自国の中で、持続可能なエネルギーを構築していくとなれば、再生可能なエネルギーの一番は、山林、山だと、木だというふうに思います。

そういう物もね、これからの技術の中で、もっと有効に使えるような、当然、技術も開発されてくると思いますし、そのへんのやっぱし、情報なり、そういう状況を見ながらですね、山林の活用も図ることによって、地域に、また、雇用も生まれたり、また、山の管理することによって、災害に対しても強い、また、地域も構築することができますし、そういう取り組みというのは、当然、これからも引き続いて努力をしていきたいというふうに思っております。はい。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） ぜひ、そのように努力をしていただきたいと思います。

まあ、最後になるんですけども、保育園、小中学校が、こないだ話承った時に、教育委員会の方としては、学校の先生、自治会、PTA役員の方々の考えですか、ちょっと、そのへん忘れたんですけども、アンケートか、どこか知らないんですけども、合併については、概ね、79パーセントの方が、賛成しておりますというようなことを、お聞きしました。

しかし、あっちやこっちで聞いていくと、ほんまかいなというような思うようなところがあるんです。そないなことあるんかいや。知らんでというようなことも、多く聞きます。

それで、79パーセントか、すげえなと思うんですけども、実際は、それほどもないんじゃないかなと、僕は、思うんです。

これは、ちょっと言い過ぎではないかなと。あまりこう、町民に話は行き渡っていないような気がします。相当、多くの家を歩いてみました。ほとんどのところが、そないな話は聞いておらん。知らんというふうなことが多いかったです。

だから、やはり的確な話をしたいなど。これは、ほんまに 79 パーセントあるんか分かりませんよ。僕が行ったところが、たまたま、そういう家ばかりだったんかも分かりませんが。これはもう、大事なことでね、確かな、数字を言ってもらいたい。

そして、また、教育長は複式学級は否定していないと。将来の子どものことを考えた時、また、部活のことを考えた時、統廃合について進めていきたいと考えているように思いましたが。人口減と子どもが少なくなる。学校の先生や、それに付随した職員の減。大金を使って、耐震構造の校舎も無に等しくなる可能性を考える。

本当に統廃合していいのかどうかという、検討をしていただきたい。

そして、町民が、これなら、いい計画だと言われるような案を考えてもらい、メリットのみ強調しないで、デメリットについても、大きく、後の事業についても、これから検討されるべきではないでしょうか。お伺いします。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。はい。

教育長（勝山 剛君） それでは、お答えさせていただきます。

1 点目、アンケートの件ですけれども、アンケートについては、以前にも、調査特別委員会でもご報告し、それまでもご報告しましたけれども、実質、アンケート調査をして、その結果を数値に表して出したものですので、これは、間違いではございません。

しかし、今、新田議員が言われたように、合併についてという前置きは、しておりません。ここだけは勘違いしないようにしていただきたいと思うんです。

子ども達の教育環境が、どうあるべきなんだろうかと、こういう大前提の下のアンケートでございます。

結果的に、その統廃合の話になったかも分かりませんが、私の気持ちとしては、そういう気持ちで、考えで、アンケートを調査させていただきました。

その中で、今、委員会や懇談会を立ち上げていただいて、日々、本当に回数を重ねて議論していただいております。

その中でも両方の考え方があります。今のままでいいんじゃないか。いや、子ども達の、これからの、今おる子ども達、これから、将来の子ども達の教育のあるべき姿という、環境ということを考えれば、一歩前へ進んだ方がいいのではないかと、こういう考え方もございます。

今、議論の最中でありまして。

また、複式学級のことでございますけれども、当然、否定しておりません。これは、文科省のほうの許可もちゃんとありますので。しかしながら、何回もお話しておりますけれども、1人の先生が2学年を教えるのが、これが基本でございます。

一度、総務常任委員会のほうも、複式学級の3校を視察いただきました。で、その時には、それぞれの3校とも加配教員を配置しております。ですから、授業の最初は、とっかかりは1人の先生が、2学年に指示をして、そして、途中から2人で分かれてする。実質は、2人でしております。

しかし、複式学級の基本は、1人の先生が2学年を教えるというのが、基本でございます。で、加配教員は、本年度はいただいておりますけれども、来年は、いただけないかも

分かりません。いただけるような努力は、私、精一杯、今後も続けていきたいと、そのように考えております。以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） とにかく精一杯頑張っただけでね、あんまりこう、いつ統廃合に踏み切ることなのか、僕も分かりませんが、近いうちだと思えるんですけども、ぜひ、将来に禍根を残さない統廃合をしていただきたいなと。よく考えてやっていただきたいなということ、強く希望しまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君の発言は終わりました。
ここでお諮りします。昼食等のため、午後1時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
それでは、休憩に入ります。

午前11時39分 休憩

午後01時00分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続行します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
続いて、7番、井上洋文君の発言を許可いたします。

〔7番 井上洋文君 登壇〕

7番（井上洋文君） 皆さん、こんにちは。7番議席の公明党、井上洋文です。
私は、今回、3点の一般質問を行います。第1点目は、自治体データのクラウド化について。第2点目は、国の義務付け、枠付けの見直しに伴う条例制定の取り組みについて。そして、3点目は、生活保護世帯の支援についてお伺いいたします。
それでは、第1点目のクラウド化について質問を行います。
自治体クラウドについて、耳慣れない言葉ですので、最初に説明をさせていただきます。
遠隔地に設置された民間のデータセンターに、住民基本台帳、税、国民健康保険、介護保険など、基幹業務に関するものを預け、専用ネットワークを通じ、データを送受信できる仕組みです。本町が、今行っているような、町独自に、民間業者と契約し、自前のサーバーを設置して運用管理する方法と違い、情報処理にかかる経費を大幅に削減できます。
また、東日本大震災を機に、庁舎被災による住民情報の消失を防ぎ、早期の業務再開に効果があるとして注目されております。一言で説明すると、複数の自治体が、共同利用するため、経費や職員が少なく済む。また、大震災や3年前のような大水害による壊滅的な状態になっても、別の所で情報を管理しているため、素早く業務の復旧が行えます。
このシステムを取り入れた所では、法律の改正等で制度が変わっても、システム整備、

改修費用等が約 30 パーセント程度のコスト削減になるという試算も出ております。

本町のような小さな町にとっては、今後、自前でシステムを構築するのは、大変な負担になると思われませんが、お伺いいたします。以上でございます。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、井上議員からのご質問で、まず最初の、自治体クラウドの導入についてにお答えをさせていただきたいと思えます。

議員のご指摘がありましたとおり、民間のデータセンターと複数の自治体を専用回線で接続し、一つのシステムを共同利用する自治体クラウドは、現在、全国的にも導入する自治体が増加してきております。

導入によるメリットといたしましては、開発・保守費用の割り勘効果によるコスト削減や、役場庁舎が被災をした際に業務の継続、また、重要データ喪失の防止効果などが考えられます。この内、大災害時のデータ喪失対策といたしましては、既に、佐用町におきましても、住民情報などの重要データを定期的に外部のデータセンターへ保管するサービスを、本年度から株式会社日立システムズと契約をし、データ喪失の防止を図っているところでございます。

逆に、導入によるデメリットといたしましては、住民情報などの重要データを、外部の民間データセンターへ預けることによる、セキュリティの確保の問題や、システムを共同利用することにより、町独自のシステム構築が困難になることなどが考えられます。

近隣でも、本年 4 月から、たつの市が窓口業務システムをクラウド化されているようですが、町といたしましても、これらの、自治体クラウドのメリット、デメリットを十分に考慮して、より災害に強い、また、効率的な業務システムの構築並びに行財政運営を行っていきたいと考えております。近隣の自治体の状況等も踏まえて、今後、検討していく必要があるかというふうに思っております。

以上、この問題に対する答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） セキュリティの面等、やっぱり問題があるんでないかというように、答弁ございましたけれども、データセンターで、通常 24 時間、365 日の有人セキュリティ監視や、厳格な入退出管理が行われておりと、住民情報のセキュリティの向上が期待できるということで、通産省の室長が、このように書かれておるわけなんですけれども。

それと、一番問題、デメリットも言われたんですけれども、これは、カスタマイズですか、がしにくいというのが、一つ、デメリットじゃないかと思うんですけれども、神奈川県がですね、14 の町村がクラウド化を実際にやっているわけなんですけれども、この中で、ほとんどがですね、この 14 市町村が、同じように業務をやっているわけなんです。その中で、一部が、その町独自の施策等があって、できない分があるんですけれども、大枠が合致しているということで、今、行われているわけなんですけれども、そういう面から、ついても、やはり、この佐用町のような町については、今後ですね、新しい切り替え等について、政権変わったら、いろんな面について、子ども手当等、また、介護保険制度等、

いろんな、やはり、制度が変わるごとに、それだけの、やはり金額がかかってくるわけですから、これを共同です。

簡単に考えて、1人でするよりですね、1件でするより大勢でする。その割勘というのは、これは安くなるのが当たり前のことなんですね。

また、この災害につきましても、まあ、うちの町は、災害について、先ほど町長言われたように、日立と契約してやっているということなんですから、そういうことにつきましても、やはり、1町でなしに、そのようにして、他のとこに預けていくというのは、これは、危機管理としては、いいわけです。

ただ、それで、先ほど言いましたように、素人が考えても、この経費の割勘ということについては、当然、安くなっていくのにこしたことはないわけですから、割勘でいくということについては、安くなるわけですから、そこらからも考えて、今後、段々、段々と、この、国の、そういう地方分権に対して、いろんなことが下りてくる。

また、この政権が変わる度に、いろんなことが変わってくる。その時に、やはり、いろいろとやっぱり切り替えなければならないということで、経費がかかって来るということについて、これ、早急にですね、検討していただきたい。

先ほど、たつの市の例を、町長、出されましたけど、たつのが、県内初の自治体クラウドの導入ということでですね、取り入れているということで、現行システムと、新しい、このクラウド化したとでですね、やはり、経費が、だいたい3億9,000万円ぐらい。43.4パーセントの減になっているというような試算も出ておりますし、まして、この西播地域、また、この県内の町がですね、一体となって、このクラウド化をすれば、相当、安く経費がなるんじゃないかと思うんですけども、そこらの、検討をするということなんですから、そこらの取り組みについて、この、県のですね、町長会等で、やはり投げかけていくということについて、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 次々と、新しいですね、こういう方式と言いますか、特にコンピュータで、今、ほとんどの業務が処理されている中でですね、実際、小さな自治体が、それを全てですね、自前と言うんですか、独自に開発するのは難しい。だから、システムそのものが、共通化してですね、できるだけ、業務が効率化できるような方法も、これまでも考えられてきております。

それを、自治体が、また、一緒にですね、共同処理するという方向、これは、やはり、これからの時代の一つの方向ではないかなと、私も思っております。

ただ、こうした新しい方式で、今、取り組まれている段階で、また、県下でも、たつの市が、一部、そういうことでの、試行的なことだと思っておりますけれども、始めたということですので、当然、自治体ほとんどが参加しないと、また、あまり意味がないということだと思います。

県下においてもですね、まだまだ、そういう取り組みというのは、十分に、まだ、検討段階ということで、方向は出ておりませんし、今後、逆に、これを行っていくためにはね、そういう基本的な方向性というものを、まず、各自治体で協議して、同意していくということが大事ななというふうに思います。

これは、町村会なり、町村会といっても県内12町しかないの、ほとんどの大きい所は市ということになっておりますけれども、県のほうともですね、今後の取り組みの方向性というものを、こういうものについては、指導をいただいてですね、協議もさせていただいて、十分に検討していきたいと、そういうふうに考えております。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 総務省の、この新成長戦略、元気な日本復活のシナリオ、平成 22 年 6 月、閣議決定において、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進等、情報通信技術の利活用促進を行うが盛り込まれているほか、東日本大震災からの復興の基本方針において、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進が盛り込まれております。

この業務の種類や地域の環境などによって、馴染まないところもあると思うんですけども、メリット、デメリットをですね、一度出していただいて、比較検討して、メリットが多いということであればですね、是非とも、そのようにクラウド化していただきたいと、このように思うわけです。

特に、私達も思っておったんですけども、自治体の、その改革というのは、議会でも特に訴えておったのが、人員の整理、人員削減ということばかりですね、私ら、思っておったんですけども、やはり、こういうクラウド化、システムの一体改革こそがですね、住民サービスに対してのですね、大きな改革になるのではないかと思いますので、その点、一つよろしく願いいたします。

それでは、この件につきまして、終わります。

では、2点目に移りたいと思います。

第2点目は、義務付け、枠付けの見直しに伴う条例制定の取り組みについてお伺いいたします。

地方自治体が独自性を発揮し、自主性を強化するために成立した、地域主権一括法。本町においても3月議会提案の住宅条例等に見られるように、国が地方を様々な基準で縛ってきた、義務付け、枠付けが見直されることになり、地域の実情を反映した条例になりました。本町においても、国の基準を、そのまま受け継ぐか、独自の基準を設けるかを、今年度中に条例で定めなければならないと聞いておりますが、今後、更に、条例委任の対応は行われますが、地域の実情に見合った基準を条例化するため、議会に対する説明、町民に対するパブリックコメント等、考えられておられるか、お伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の、義務付け、枠付けの見直しに伴う条例制定の取り組みについてのご質問でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、略して地域主権改革一括法の主要部分が本年4月1日から施行をされており、1年間のみなし経過措置期間が満了する来年4月1日から、従来国が政省令で規定をしていた基準等を、政省令を基に町条例で規定することが必要となっております。

このため本町では、12月定例議会に条例案を上程をさせていただいて、議会で審議をお願いする予定といたしております。

地域主権改革一括法の施行を受け、新たに国で整備される政省令は、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の3つに分類をされ、このうち参酌すべき基準につきましては、十分

参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることも、政省令の規定に従った内容とすることも許容されるものとされております。

本町といたしましては、現時点では、実態等から、あえて政省令と異なる内容とする必要性はないというふうに判断をしております。当初は、政省令の規定に従った内容で条例規定をし、条例施行後において、独自の基準等を設ける必要性が生じた場合に条例改正を検討したいというふうに考えております。

その際には、実情把握等のため必要に応じて住民の皆様のご意見、また、ご要望もお聴きすることを検討する必要もあろうかというふうに考えております。

以上で、この問題に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） まあ、この3月議会でありました、ここにも書いておりますけれども、住宅の法等につきまして、この一括法については、やっぱりこの、地方の裁量で、いろいろ決めていくということなんで、私、一番、この心配しているのがですね、議会に提案されて、条例化して、議会に提案されて、そして、そこで採決をするなり、反対意見もあるわけですが、ということより、これは、その、地域の実情に合わせた、そういう条例等にするためにですね、こういう、今回の、こういう一括法というのができていますから、この地域の実情を、もっともっと練ってですね、一番いいというのは、どうということかということをもって、最終的に、行政が条例化して出していくというのが、これが筋じゃないかと思うんですね。

で、住宅法、一つ、例を取りますと、先ほど、新田議員のほうにも説明ありましたけれども、その独身の、独身いうんですか、この、結婚されてない。結婚されてないじゃないに、単独のですね、方の、住宅。これは、雇用促進、24部屋あると、今、聞きましたけれども、そういうところが今、満杯になっていると。

それで、まして、町営住宅の場合の町長の説明は、そういうようにして、単独で入るということになると、この、世帯分離を促進するようになっていくというような話が、説明の中にあっただと思うんです。そういう意味の説明をされたと思うんです。

それで、単独ではなしにということではなされたと思うんですけれども、そういうことについても、その雇用促進で24の部屋を、単独の世帯に向けて、それが今、いっぱいということであればですね、そういうことに対しても、やはり、この町としては、ニートの問題とか、奥の方の男性が、男性なり女性なりですが、通う方が、この町の中心じゃないと姫路の方には通っていけないというようなことであれば、やはり、単独の、その住宅も欲しいわけですから、そういうことに対してですね、いろいろ、やっぱり議会にも説明していただいて、そして、最終的に結論を出していくというようなことのほうが、この地域一括法の趣旨じゃないかと思うんですけど、そこらいかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この中で、そういう義務付け、枠付けの見直し行って規定できるのは、ある程度、決められたもので、何でも全て、自由にできるというものではありません。

で、その見直し等が、できるものであってもですね、当然、井上議員お話しのように、地域の実情に合ったように、本当にこう、全て、いろんなことができれば一番いいんで、そういう趣旨というのは、当然、法律の趣旨だというふうに思いますけれども、しかし、実際には、この基準、標準、また、参酌すべき基準というね、こういうふうに、その内容もですね、見直す段階も、いろいろと規定がありまして、町で、できるというのは、この参酌すべき基準について、十分にそれを参酌して、今言う合理的に、ちゃんと理由が、きちっと整理できれば、地域の実情に応じて、国の基準と異なった規定が設けられると。条例で定めることができるということだというふうに聞いております。

ですから、なかなか、そのへんが、例えば、今、お話しのお営住宅法。公営住宅法で、今、入居基準等定められておりますけども、それをほな、町で、自由に、その改定ができるかということ、なかなか、そういうことではないというふうに聞いております。

で、後、道路構造令とかですね、そういう、その、技術的な問題についても、一つの見直し、義務付け、枠付けの見直しを行うということなんですけれども、やはり小さなと言いますか、私達のような自治体、当然まあ、職員においても、そういう技術的な、専門職として、いろいろと十分な、それを、基準を検討するだけのね、知識と経験があるかと。また、専門性を持って、そういう仕事だけをさせているわけではないんで、なかなか、そういう技術的な細かい点までについて、きちっと整理をして、国に対して、こうやりますと。こういう理由で、こういうふうに町独自にしますということをお示ししていくというのは、これは、なかなか、大変難しいなというふうに思います。

ですから、これまで、国の基準、政令なり省令で定められたものとして、やってきたもので、非常に都合が悪いと。やっていってね、そういう問題が発生した中で、じゃあ、これをいかに変えられるのかということをお示しを、まあ、考え、取り組んでいかないと、全てのを、今のこの段階です、もう一度、洗い出して、検討した上で、どちらかにするというような作業をお示しを、やっぱしやっていくのは、これは、なかなか、今の人員なり、仕事の今の状況から見てね、これは、なかなか難しいなというふうに思っております。

まあ、私も、まだ、十分に、これについては、深い理解をしておりませんので、これを、とりあえず、先ほど答弁させていただきましたように、一応、今の政省令の、これまでどおりですね、規定を設けた形で、政省令と同じ内容です、特別に問題なければ、その規定をした中で、今後、時間をかけてね、そういう、地域に合ったものにするべきところは、していくという形で、また、今後、取り組んでいきたい。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 全ての、その条例ということのように、町長、言われておるんですけども、そうやなしに、今回の、第1次と第2次の、この一括法については、この、町村はですね、18法律の44条項となっておるというふうに、こういうように、載っておるんですけども、18法律、44条項というのは、そないにたくさんということではないわけでしょう。

そこらを、その、議会にもですね、どういう条例が、この、今言いましたように、自分でできるかということについて、それは、お示しいただくということが必要じゃないかと思うんですけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） 今、見直しで求められているのは、そういう、今、限られたね、条例、条項が示されておりますけれども、その一つ一つというのは、非常に、ここに書いてある、例えば、水道の敷設工事を条例化するとか、例えば、水道工事なんかの1つにしても、道路の構造令にしてもですね、非常に中身は、大きいものがありますよね。

それを、今、どうだから、こういうふうにするとか、この問題は、どういう条例なんだと。規定なんだということをおね、説明することは、なかなか難しいということをおね、私は、申し上げております。

ですから、技術的な問題をですね、町が独自に、まあ、言うたら評価をして、それを皆さんに説明をさせていただいて、それが、町において、現状に合っているのか、合っていないのかの判断。このへんはですね、なかなか、町の今の現状の中では難しいということをおね、お話をさせていただいているわけです。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 私が思っていたんとは、ちょっと違うようなんですけども、この一括法の趣旨というのはですね、さっき言いましたように、各、その自治体独自でですね、いろいろ、それに見合ったような、そういう条例化していくということで、そのために、この第1次、第2次という、その一括法が施行されたわけなんですけれども、どんなんですかね、今まで、ここに載っているのは、議員の力量、結局、いろんな今、一般質問等をやったですね、議員が訴えたようなことが、その中に入って、そして、新しい条例に条例化されるというようなことではないわけなんですか。そのように、書かれておるんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 議会からもね、議員の方からも指摘を受けて、今の法律、政令そのものにね、なかなか合っていないというようなことも、確かにあったかもしれません。

ただ、今後、対象の、改正法の法律については、例えば、公営住宅法、道路法、河川法、水道法、下水道法、こういう法律が対象になっているわけですね。

ですから、じゃあ、そういうその、これまで、技術的に、いろんな物、施設も建設し、管理をし、運営をしてきております。そういうものを、じゃあ、町独自に、例えば、構造令の中で、水道の埋設する基準は、道路にいくら深さを埋めなきゃいけないとかですね、また、その耐力をどうしなきゃいけないとかというような、そういうような問題は、なかなか、町独自で、検討することはできません。今。

だから、これまでどおりのものが、特別に問題があったわけじゃないんで、とりあえず、それを町の条例として、今後、条例化をしていくと。そのままね。というようなことを考えていきたいと思っております。

例えば、介護保険法等においても、介護サービス、いろいろと、その、介護サービスの事業の設備や運営に関する基準というようなものが、今後、新規であるということです。

こういう、その問題なんかについては、当然、今後ね、町の、こういう地域の実情に合ったものに、うまくこう、町独自のものが制定できるのであれば、考えられるのであれば、また、考えていきたいと思うわけですが、なかなか、そのへんは、一つ一つ問題が、ある程度の中で、生まれた中で、取り組んでいかないと、最初から全てのことを、先ほど言いましたように、見直しにかけて、洗い出してですね、新たに構築していくということは、なかなか、今の段階では、難しいということでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 今、町長言われたように、まあ、道路構造とか、標識等についてもですね、自由になるわけなんですけれども、これは、極端な話したら、山崎からですね、宍粟から、こっち来る時に、道路標識がですね、小さな標識が大きくなったり、大きな標識が小さくなったりするというようなことは、これは、やっぱり統一していかなあかんことやと思うんですよね。県独自でね。

ですから、それはそれで、県がまあ、独自にですね、そういうものを基準制定をしていくということですが、さっき言いました、18法律の44条例の中にですね、町で、保育所の統廃合が、今、問題になっておるんですけれども、その後の、これ、高齢者福祉施設の設置基準の緩和によってですね、そういうものを、保育所等も、高齢者の福祉施設に使えるように緩和されるとかいうようなことが、載っておるわけなんですけれども、そういうことに対して、今、具体的にですね、町として、しようというようなことが、今、町長言われたように、もう一つははっきりしてないわけなんです。

で、今度、その12月議会で提案されるというのは、何本ぐらいの条例を提案されてですね、それは、どのようなものかというようなことは、もう分かっていると思うんですけど、各課のですね、その進捗状況とか、そういうようなのは、分かるわけですか。どのような条例が出て来るかというの。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） また、後から、担当の方から、その点、細かくは説明させますけれども、今の、別に、規定の中でもですね、福祉施設を高齢者施設に使っていくとかね、そのへんは、ある意味では、手続き的に、ちゃんとやっていけば、できることです。

ですからまあ、それを独自にじゃあ、町が、何も手続きをせずに、町の考え方だけで、そういう財産、使用目的を変えとかね、そういうことができるのかどうか。ここは、基準の中では、そこまでの権限は、町には、なかなか、今回の、この規定の中では、与えられないのではないかなというふうに、私は、思っております。

後、今回、12月に出す条例については、担当。誰。総務課。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君）　ただ今のところ、本数までは、ちょっと分かりかねますけれども、内容としましては、建設課であれば、道路法に関するもの。それから、河川法に関するもの。それから、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の関係の分。それから、健康福祉課で言いますと、介護保険法に関するもの。それから、商工観光課で言いますと、公営住宅法の、3月には、入居基準の関係を上程しましたので、今後は、整備基準について、出させていただきます予定でございます。それから、上下水道課については、水道法、下水道法の関係。それから、住民課については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係があります。この時点、ちょっと何本ということまでは、ちょっと分かりかねますけど。

〔井上君　挙手〕

議長（西岡　正君）　はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君）　この、私も、もう一つよう分らんんですけど、地域主権改革一括法というのは、そういう各自治体が、それに合った、その条例を作るということなんですけれども、これ、あんまり、どんなんですかね、そういうように、新聞等見たら、出ておるわけなんですけれども、あんまり、最終的に、ボンと、行政の方から条例出して来て、それをいろいろ審議してくれというような格好で決まってしまうというような、そんなもんなんですかね、この一括法というのは。

議長（西岡　正君）　はい、答弁願います。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　はい、町長。

町長（庵途典章君）　新聞報道なんかで見るとですね、何か、これが地域、地方分権の中の大きな柱。地域で地域のことを決めていくんだと、そういうことでの考え方は、ドンドン出て行きますけども、実際に、私達も、じゃあ、先ほど言いましたように、佐用町のような自治体ですね、独自に、ドンドンと、こういう、どっちにしても、町独自では、全て、財源的にも賄っていきけるわけではない中でね、国の一つの、として、全体としての基準の中で、取り組んでいかないとですね、こういう、細かく、自治体ができることが、ドンドンドンドンと、バラバラになってしまうと、非常にこれ、逆に、混乱を起こすんじゃないかなと。もし、自由に決めれるということになったらですよ。

だから、逆に、そういう中で、国としても、この従うべき基準とかですね、標準というものが、やはり、かなりここできつくというんか、今までどおり、ある程度、規定をされてくるんじゃないかなと。

で、後は、参酌すべき基準というね、その参酌が、どこまでの参酌が認められる。参酌できるのか。このへんの度合いだと思うんですけども、だから、そこらあたりが、あまり報道なんかではですね、整理されて報道されませんから、何か、全て、地方で、地域で、決定がしていけるんだというような、少し、あまりにも、ちょっと実態と違ったような、私は、報道もされているんじゃないかなという感じはいたしております。

〔井上君　挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 私も質問していて、先ほどのクラウド化と、何か、ちょっと整合性がないような質問になっているんですけども、今の政権がですね、このようにして、第1次、第2次という、昨年ですか、制定しましたけれども、これは、どんなんですか。今年中にですね、この24年度中に、独自のものを、きちっとまあ、先ほど、提案が、12月にあるということなんですけれども、それをしなかったら、それは、今までどおりの条例で、進んで行くということになるわけなんですか。そこらは、どんなんですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） これについては、地域主権改革一括法の主要部分の施行でありますので、やらなければ駄目ということなんで、改正ということになります。

そのままいくということでもなしに、今回、上程して、25年の3月31日までに、そういうところで、変更するというか、変えていくということでございます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そうじゃなくって、いや、条例化はするわけですけども、中身は、これまでどおりの政省令に沿ったもの。そのままというものは、そのままでもいいということですから、独自に変えられるところは、ちゃんと、その変える理由を、ちゃんと十分に検討して、その整合性のあるものであれば、また、変えることもできるということも規定されてますけども。地域の実情に、異なる内容を定めることもできますし、政令の規定に従った内容とすることもできますと。両方、どちらでもできますということなんです。

ですから、今、法律で施行されてますから、示された内容については、町条例としては、そのまま、そういう形で、今度、12月議会では、一応、一応と言いますか、条例としては、上程させていただいて、町条例にしなきゃいけないと。これまでは、町条例はなかったわけですから、町条例にしなければならぬということなんです。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 第1次、第2次で、成立して、そのように見直しをということなんですけれども、これ、見直ししなかった場合もですね、これ反対に、町民に対しての、見直ししなかったら、なぜ、見直ししなかったかというような、これは、説明責任が、町として、当然、発生してくるんじゃないかと思うんですけど、そこらは、いかがなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（坪内頼男君） この参酌という意味が、今、町長の方も答弁させていただきましたけれども、見直しをする中で、政令等と同じような結論に至ったとしても、町の、この規定を、今、政令等の規定されているものを、もう一度、町に置き換えて、町の独自性、政策的なものが盛り込めないかと。そういう検討を、今、各法令等の担当課の方に下ろしています。

それを基に、今度、政策会議ということで、政策調整会議のほうで、それについての調整をするんですけども、基本的には、そういった過程をするんですけども、町長が冒頭でお話しさせていただいてますように、いろんな基準、そういうものについても、今の政令の中で、特に佐用町として、独自の政策的な、その規定を設けるということについては、非常にこう、人的な面、それからその知識的な面、いろんな面で、難しい面があるという中で、現の政令等で定めている枠内で、それを参酌したという形で、条例なり規則を設けさせていただく。

それについては、政策会議等で、調整したものを、議会の 12 月に向けて、議員の皆さんにも説明をさせていただいて、その過程の中で、そういった結論に至る経過、そういうものについても説明をさせていただくということで、取り組んでおります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） この新聞の中にですね、そういう新しい条例ができるわけなんですけれども、議員のまあ、力量ですね、それが、条例の、その成否を決めるというようなことまで、一般紙に出てましたけれども、そこら、さっき町長の答弁からしたら、もうちょっと、私も、よう、理解し難いところがあるんですけども、この、私らのような小さな町について、それだけの、それに携わる、まあ言うたら、人員もないし、それ専門でやるということも、これから、ドンドンドンドン、一括法、出てくれば、不可能だということなんです。これは。

あんまり、これは、どんなんですか。小さな町については、そこまで、やっぱりできないという。先ほどの話から聞いて、どんなんですかね、独自のというようなことを、もの凄くまあ、テレビや新聞等で報道されてですね、各市町が、独自の、そういう条例を制定できるというような、この枠組みまで外されてですね、できるというようなことなんですけれども、それは、現実的には、ちょっとやっぱり、佐用町のような所では、やっぱり、難しいんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 適切に判断するという。これが非常に難しいと思いますし、また、今、佐用町のような中で、自治体の中でね、行うにおいては、私は、あまり、そういう必要性は感じてません。佐用町だけが、独自に決めなきゃいけないというものが、本当にあるのかどうか。これは、今後の、今、中で生まれて来る可能性ありますけども、大部分は、だいたい、全国、同じような自治体が、これまで一緒に、ある程度、基準の中で、行っているわけで、そこに、佐用町があえて、独自のものをね、今後、検討しながら、行っていかなきゃいけないという必要性、それがあるかどうかだというふうに思います。

だから、それは、佐用町だけで決めてね、そういうことが実際に、きちっと実行できるか、実施できるか。そういうことも、やっぱり疑問がありますし、また、そのことによって、また、より効率的に、いいものになるかということも、これも、疑問があります。

だから、国のほうは、全国で同じように出て、新しい取り組みということで、ドンドン、出されてきますけどもね、あえて、町として、ある意味では、先行的にですね、ドンドン進めて行くことは、私は、もうちょっと慎重に行っていくことだと思います。

ですから、とりあえず、12月、ここへ来て、直ぐにね、どういうことがされていくのか。ほかの自治体の取り組みも参考に勉強させていただきたいなど。

ですから、これは、自分で決めていくことですから、後々、変更しようとするれば変更できる範囲内では、また、いつでも、議会の方で審議、お願い、審議していただいて、提案させていただいてできることですから、それは、必要な段階で、また、こういう規定を設けたらいいということなんで、この12月では、先ほど言いましたように、特別なことを提案をさせていただくというようなことは、考えておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） ほな、この件については、よろしいです。

続きまして、第3点目は、生活保護世帯の支援についてお伺いいたします。

厚生労働省は、先ごろ、生活保護受給者が1950年の制度創設以来、過去最高の210万人を超えたと発表いたしました。内訳は65歳以上の高齢者が4割占めており、高齢化の進展が大きな要因になっているのは間違いないが、バブル経済が破壊した1994年代半ば以降も若い世代の受給が増えた。

しかし、2008年のリーマンショック後の増え方は著しいと、このように言われております。

高齢者の増加や失業などによる現役世代の増加も目立ちますと。本町における実態、対策は、どのようにされておるか、お伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目の、生活保護世帯の支援についてのお尋ねでございますが、全国では、増加し続ける生活保護と報じられておりますが、本町におきましては、毎年わずかな増減であり、全国的に見られる増加傾向はございません。

佐用町における8月末現在の生活保護受給者は、61世帯64人となっており、その内訳は、55歳以上が約88パーセントを占める実態となっております。

ご質問にありますように、長引く不況の影響で安定した雇用を得られなかった方などが多く見受けられ、55歳以上の方が占める割合が多くなっております。この年齢の方は、再就職の機会も少なく、一度生活保護になってしまえば、自立による保護の廃止は困難な状況となっております。働きたくても働き口が無かったり、体調不良で働けない方が多く、65歳以上の方も56パーセントと多くなっております。

生活保護受給の条件として、自動車やバイクの所有や使用、居宅以外の財産の所有が原則禁止となっております。

町の対策といたしましては、生活保護の前に福祉資金等の活用や近親者の援助、行政による就労援助などにより、生活再建ができるものであれば、生活保護を回避していただくよう、生活保護の申請前に相談と対応を行っております。

相談の中で生活保護以外に救済処置が見当たらない場合には、早急に生活保護の手続きやその他の福祉施策を施しているのが実態でございます。

以上、簡単でございますが、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） この55歳以上が88パーセントということなんですけど、この若い世代というのが、全国的に増えているんですけども、そこら、町として、どんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長「健康福祉課長」と呼ぶ〕

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） ただ今、町長の方から、答弁させていただきましたように、55歳以上の方のパーセント、特に、65歳以上になりますと56パーセントということで、高齢化が目だっております。

若い方につきましては生活保護ということなんですけど、私どもが、今現在、把握している内容でいきますと、若い世代の方も、当然、55歳未満の方がいらっしゃるわけなんですけど、そのほとんどの方は、体に不自由、障害をお持ちの方という方が中心になっておりますので、自立の道というのは、なかなか現在の状況では難しいというのが実態でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） まあ、私も、この生活保護についての相談を受けるのが、最近、増えてまいりました。

生活保護というのは、最後のセイフティネットと言われておるんですけれども、まあ、私ども党としましては、この生活保護者に対して、入りやすく出やすい仕組みを作っているということで、生活保護の方の、抑制ということではなしにですね、生活保護、困っておる方、現実には、不正な、そういう手続きということに対しては、これは断固と排除せなあかんのですけれども、この、本当に困っておられる方については、これは、最後のセイフティネットですから、これは、受け入れていくべきだというように訴えておるわけなんですけれども、しかしまあ、入りやすくだけではなしに、この出やすいということ。それは、働く道ですね、こういうものを検討していくということですか。

働いたほうが、手取りは、当然、高くなるんだということで、そういうようなやる気を起こすような、そういうことを、一つ考えて行き、また、先ほど言われました健康状態等について、そういうような方については、生活習慣の改善とかですね、健康状態を合わせた、最初は、ボランティア的なことから、仕事に入っていくというようなことも、取り入れてはどうかというようなこと。これは、ヨーロッパの方ではですね、特にまあ、そういう、働くということをして、そして、生活保護を受けられて、そのままではなしに、それがずっと続いていくというじゃなしにですね、そこから抜け出していくというような施策を、いろいろと考えておるわけなんですけれども、ケースワーカーが担当されるわけなんですけれども、ハローワークと連動して、生活保護受給者救援支援事業というのがあると思うんですけれども、これは、ケースワーカーが担当してされている。その生活保護の方と、懇談しながら、その職を探していくというようなことやないかと思うんですけれども、町としてはですね、そのことに対して、どのように、かかわっていかれているわけですか。

こういう生活保護の方については、扶助費等、決算でも見させていただいたんですけど、扶助費等について、いろんな扶助、教育扶助とか、いろんな7つぐらいの、この扶助費というのがあるわけなんですけれども、ただ、その扶助費だけと違って、その生活保護から抜け出ていくようなですね、そういう施策としては、町としては、どんなことをされているわけですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 議員おっしゃられますように、ケースワーカーというのは、龍野の健康福祉事務所に。佐用町の場合は、専門は、担当1人でございます。

新規の場合は、もう1名の方がついて、実質は2名で、健康福祉事務所が相談をさせていただくようになっております。

また、町も担当のほうを窓口に置きまして、それぞれの方から、相談がある場合は、随時受け付けておるわけなんですけど、先ほどもおっしゃったように、就労支援につきましては、福祉事務所に就労支援。専門がおります。先ほどまた、おっしゃいました、自立支援のプログラムというの、実質、福祉事務所のほうにも、その進め方を、できるものが、この支援員というのがやっておるわけなんですけど、悲しいかな、先ほどの人数の報告でもありましたように、佐用町の場合は、非常に高齢の方、そして、また、障害をお持ちの方ということで、なかなか、生活保護世帯になった後の再起というのが難しいのが今の現状であります。

特に、先ほども、議員のほうからおっしゃられましたように、リーマンショック。その前ですと、バブルがありまして、その時には、全国的にも、非常に生活保護の世帯というのは激減をしておった時代がありました。その後、一気に100万人ぐらいになってい

た人数が、今、210万でしたか、そこまで増えて、これはもう、結局、リーマンショックからの景気不況による伸びで、一気に上がっていったように報道されております。数字的にも、確かに伸びております。

ただ、この傾向を見ますと、都市部がほとんどでございます。長引く景気によりまして、賃金の低下、そしてリストラということで、非常にこう、就労に就けない方がいらっしゃるということで、特に大阪のほうでも問題になっているのは、ご存知のことだと思います。

新聞等で見ますと、20名に1人。市民の20名に1人は生活保護受給者というふうに言われて、大阪市でも問題になっているというのも現状であろうかと思えます。

そういう中で、実質に、この自立支援プログラムをやっておりますのは、一つは就労に向けた支援。一つは就労に向けた支援を支援員が対策を練ると。

そして、二つ目には、日常生活の支援。非常に、今、隣同士の関係とか、親子関係とかいう支援等、つながりが、非常に薄れているというのがあるかと思えますが、そういった面の日常生活。

そして、その周りで、それぞれ助け合う社会生活の支援。

そういった形で、自立支援を、現在は、プログラムとしてやっておるわけなんです、非常にたくさんの方、地域もたくさんいらっしゃいますので、町と支援員とが、それぞれ協力して、現在もやっているというのが状況でございます。

以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

7番（井上洋文君） 生活保護制度というのは、これはまあ、憲法第25条の生存権に基づき、生活する資産、能力のない人に対して、最低限度の生活を保障して、自立を促すための制度ということですから、自立を促すという、そういうことに対して、重点を置いてですね、町としても、これからやっていただくということが、必要じゃなかろうかと思うんです。

生活保護がずっと続いていくということになってくると、これはまた、貧困の連鎖ということで、教育的にもですね、大学に行けないとか、いろんなことが、家庭の中で、起こってくるような状況になるんじゃないかと思うんで、何とか、そういう、本来のですね、生活保護制度という、自立を促すための制度ですから、そういうことに対しても力を入れていっていただきたいと思うんですけれども、この55歳以上の方について、年金は、65歳からなんですけれども、この無年金者等が、やっぱりいらっしゃるわけですか。

年金だけで、やはりいけないというような方が、やっぱりいらっしゃるんですか。どんなんですかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） ご存知のとおり、国民年金、厚生年金掛けておられたら厚生年金の受給は、現在、経過措置行われておりますので、最終的には、65歳で満額という制度になっているかと思えます。

また、国民年金につきましては、一部、早く貰おうと思えば、申請はできるわけなんです。

すが、実質、65歳以上の方ということで、掛金等を掛けていただく中で、一定の月数をクリアすれば、今、年額で、80万をちょっと切れる額が年額で貰われていると思います。

そういった最低基準の中の国の制度の中で動いております、もう一つの生活保護法も、それぞれの地域によりまして、支給額と、扶助額というのは、当然、違うわけなんですけど、佐用町の場合は、3の2。3級の2。3の2級地ですか、そういう形で、現在も、支給をされておりますので、ほぼ同等の額の扶助額が、今は出ているのではないかと思います。

また、そういった方が、生活保護の公的扶助、なられているということになりますと、やはり、調べてみますと、当時、やはり生活が困窮されておった中で、どうしても年金を掛けておられなかったという方が、この時期になって、いざ、仕事の間も付けないという中で、高齢をして生活も出来ないという、最低基準。特に、健康で文化的な最低限度の生活を保障という基で、公的扶助を受けられるというのが現状かと思えます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。後、1分です。

7番（井上洋文君） 分かりました。

それでは、以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の発言は終わりました。
続いて、5番、金谷英志君の発言を許可いたします。

〔5番 金谷英志君 登壇〕

5番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、3点。教育行政で、いじめ対策、学校統合と、教育助成の検討。それから、けんこうの里三日月、トレーニング機器の活用について伺います。

まず、この場からは、けんこうの里三日月、トレーニング機器の活用について伺います。

3月議会で、けんこうの里三日月のトレーニングルーム利用促進について、町長は、インストラクターがいらない中では介護予防などでの使用は危険と答弁されています。開設当初にはインストラクターを配置し、個々の人々の体調に合わせたトレーニングを行って、健康増進に寄与していました。

インストラクターの再配置と、老朽化した機器の更新により、利用促進を図るべきではないか。町長に伺います。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの、けんこうの里三日月、トレーニング機器の活用をというご質問にお答えをさせていただきます。

以前にもご質問があり、お答えをさせていただいたところですが、インストラクターの再配置と老朽化した機器の更新により、利用促進を図るべきではないかということについてであります、現在の機器の設置は、本施設がオープンをした当時の機器で、

経年経過はありますが、ほぼ通常に使っていただいております、修繕などもないことから機器の更新の予定は、今のところございません。

また、トレーニング機器の利用状況について申し上げますと、平成 23 年度に 1,740 人、平成 22 年度 1,873 人、平成 21 年度 1,700 人というふうになっておりまして、ほぼ横ばいの利用状況が続いております。

インストラクターの配置等は、前にも答弁させていただきましたように、オープン当時、3 年間ほどは配置してありましたが、利用者の減少とインストラクターの退職もあり、補充はなしで現在に至っているところでございます。

現在の利用状況を見ますと、ある程度限定された方が、長期間、マイペースでトレーニングをされているというふうには、されている方が多く見られております。

開設後 17 年を経過した今、施設そのものは、先ほど申しましたように、経年経過で古くはなっておりますけれども、機器等については、まだ、十分、使用はできますので、より多くの方に利用していただければと思います。

ただ、そのためにはですね、もう少し、けんこうの里のトレーニング室の PR もしないと、今のところ、利用者は、ある程度、もう知っている方、限定された方に限られているように思いますので、もう少し、新たな、多くの方が使っていただけたらというふうには考えております。

ただ、今の使用状況、利用状況におきまして、インストラクターの配置ということまでは、考えておりません。

以上、この場での、簡単ですけれども、答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 今、町長言われた、けんこうの里の PR についてですが、ホームページを見るとですね、写真では、けんこうの里の外観とか、屋内ゲートボール場、それから、浴場、それから、休憩室等、散歩道、外ですね。それから、志文川の親水公園と。写真入りで載って、そのトレーニングジムについてはね、併設のトレーニングルーム・全天候型のゲートボール場があり、体力づくりや競技を楽しむ人でにぎわっていますと。こういうふうに、ホームページに載っておるんですね。まあ、にぎわっているかどうかは、あれですけれども。

これで、トレーニングジムの、その紹介が、このホームページ自体にもないんですね。

それから、看板にも、それから、設置しておる看板あるんですけど、小さい看板が、もうすすけてしまって、赤色で書いてあるのが、赤色は、特に、日に焼けて取れてしまうようなことありますから、看板自体も、どこにあるか分からないような、目立たないような看板ですから、これの PR に、もうちょっと力入れていただきたい。

具体的に、それは、看板については、大きな看板で、ちょっと絵入りで、国道端に設置するとかね、そういうようなことが必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） このトレーニング機器のですね、活用、このトレーニング室の紹介というのは、本当に、今まで、長年、旧三日月町の時代から、合併前からですね、ある程度限られた方の利用という形で、推移してきているようなんですね。

で、実際に、こういう、あれだけのトレーニング機器がですね、あそこにあるというのを、町民の皆さんもご存じないという方が多いと思うんです。

で、実際に行きますと、あれだけの物を、揃えるというのは、大変です。かなり数もありますし、機器も、自分で、ある程度、使い方もね、ビデオで紹介できるようになってますし、また、使っている方に、少し教えて、一緒に教えていただければ、自分でも、十分使いこなせる機器、そんなに難しい機器じゃないんですけども、あります。

ですから、私も、この間も、数カ月前になりますけども、見に行ってもですね、本当に勿体ないなど。利用されればいいなというふうに思ってきたところです。

ですから、ホームページ等でも、当然、なかなか細かいところまでは紹介できませんけれども、広報等で、やはり機器なんかの内容もね、もう少し、ちょっと大々的に取り扱うとかですね、そういうPRの仕方というんですか、周知の仕方をしないと、なかなか新しい人が増えないという感じがしますから、一度、町広報なんかにも取り上げさせてですね、こういう機器があつて、皆さんが使っていただけたら、十分これだけの、いろんな形で、トレーニングなんかとして、効果的なトレーニングができますよというようなですね、そういう広報の仕方、お知らせの仕方を考えてみたらというふうに思っております。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 広報する上で、今ある機械を、利用されていないから利用してくださいというのもあるんですけども、最初に言うたように、インストラクターの配置というのは、民間のトレーニングセンターなんか、ジムなんかありますよね。そんなんでしたら、これ、民間で、だいたいね、平均で、入会金が5,000円で、月7,000円から1万3,000円。けんこうの里は、年間1万5,000円ですから、もう利用についても、民間は、それだけ資本投資して回収するということがあるんでしょうけど、これだけの差があるにも係わらず、民間の、そのトレーニングジムが、こんだけ経営的にやっつけられるというのは、やっぱり利用者があるということなんですね。

それは、一つ、いろんなサービスもあるんでしょうけれども、そのインストラクターの配置というのは、それを、そんなに、町としてやる事業ですから、あらかじめ、そんな事業した、そのインストラクターの回収、費用を回収するとか、そういうことも大事でしょうけれども、それを置くことによって、利用者が増える。好循環がうまれてくると思うんですけどね。

当初、三日月のけんこうの里でやられていた、そのインストラクターは、その個人のカルテみたいなんも、ちゃんと作って、それで、あなた、こういう運動したらどうですか。メニューなんかもしてやっていたんですね。

ですから、機械の使い方だけじゃなしに、そういうこともやりましたから、利用者増やす、それから、機器も更新するという中で、そういうふうな、好循環が生まれてくると。それ一つは、私は、インストラクターの配置は、重要なポイントだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） 都市部に行きますとですね、こういうトレーニングルーム、教室というのは、かなり、皆さん、利用されて、民間の事業としてもね、経営がされているということは知っておりますし、ただ、それは、利用者が、それだけ人が多くて、多いということなんで、こういう中山間地、これだけの町の中で、そういうトレーニングルームがですね、経営的に成り立つかということになると、それは、なかなか、都市部のようなわけには、いかないと思います。

旧三日月で始められて、おいても、利用者も少なくなったということで、インストラクターも置かれなかったという経過もあると思うんですね。

ですから、利用者の問題として、少しでも増やそうと思えば、それは、インストラクター置いて、そういう指導をすれば、確かに、いくらかの利用者は増えることは、それは、分かりますけれども、ただ、今、町として、それだけの経費を投入して、インストラクター1人、どういう形でか、分かりませんが、どっちにしても、相当の人件費が掛かります。そういうことが、まあ、町民の皆さんの要望の中にですね、需要の中に、それだけのことを行うだけの状況があるかどうか。そこは、やっぱし、経費との関連も、やっぱし十分考慮しなきゃいけないというふうに思います。

ですから、利用者が増えて、ある意味では、そういう、新たなね、また、利用者からの要望等が生まれて来れば、インストラクター。最終的には、インストラクターの配置ということも、これはやっぱし、ある意味可能だと思いますけども、今、直ぐに、最初からインストラクターの配置からスタートするというのは、これまでの経緯から見て、ちょっと難しいということをおし上げております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 先ほど言いましたように、民間でも、それは、佐用は、人口的に少ない。利用者が少ないということもあるんでしょうけれどね、民間で、これだけ、月1万5,000円、1万ぐらいのお金を払って行かれるということですから、けんこうの里でしたら、それが1,200円。月、1,200円ぐらいでね、行けますから、その点でも、事業的には、大分、いけるんじゃないかと思うんですけれども、この一つの使い方として、筋トレとか、自転車のバイクの、それは別としてね、一つの介護予防的な使い方として、前回も聞いたんですけれども、今、実態として、介護保険の介護予防事業としてやられている運動機能の向上について、この面では、どのぐらいの利用者が、どれぐらいの頻度でやられているかというのは、ちょっと、分かりますでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 高齢者の、特に、ある程度、体のですね、機能回復とかですね、リハビリ、こういう形での利用というのは難しいと思います。

難しいというか、今、三日月のトレーニング室は、そういう形では、使われておりませんし、逆に、使われると、かえって、それが、逆に、体がですね、悪くなったり、十分に、

このへんは、高齢者の場合は、体力なり、また、骨の状態、関節の状況、本当に、しっかりと把握した上で、専門の方が指導をしていかないとですね、ああいう機具を、即使うということは、これは、医学的にも、これは無理ではないかなというふうに思いますけど。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） それで、ですから、別の問題としてね、あれ、それは、それとして、別のこととして、あの、トレーニング器具を、高齢者の介護予防として使うということではなしに、そのけんこうの里自体を、器具使わなくても、下の休憩室なんかありますから、それも、今、あまり使っていないような状態ですからね、けんこうの里自体を、町民の健康づくりの拠点とするという意味で、お聞きしたいんですけれども、課長の方で、分かりますかね。介護事業の今の状況。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 実質、介護予防教室の場合は、通所型と訪問型というのが、それぞれあるんですけど、実質は、保健センターの方で、介護予防教室を設けております。

だいたい延べ人数は、昨年の実績は、ちょっと持って来てないんですけど、概ね400人前後が、毎年こう、介護予防として、教室の方、行われているということでございます。

ただ、その場合ですが、やはり運動機能。筋力アップとか、そういう面ではなくて、やっぱり理学療法士的な指導による、予防になる教室、運動の教室などで、あくまで、筋トレというようなものではなくて、やっぱり簡単な器具を使った程度の運動等を行っているというのが、実質、今の介護予防の現状です。

ですから、リハの先生とか、今、先ほど言いましたように、療法士とか、そういう形の先生にお越しいただく中で、講演なり講習も含めて教室を行っているというのが現状です。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 今、課長言われたように、今ある、けんこうの里のトレーニング器具を使えという、その介護予防で使えということではなくて、その運動機能の、介護予防の中ではね、運動機能の向上の位置付けとしては、高齢者が、要介護状態に陥ることを防止すると共に、既に、要介護状態の高齢者についても、重度化を防止することを目的とすると。

運動機能の向上は、その一つの手段として、有効であるというふうに言われておるんですね。

それで、運動機能の意義としては、身体機能の向上のみならず、心身機能の向上にも大きく影響を及ぼす。機能向上がもたらす社会的、心理的な役割は、計り知れない。こういうふうに言うて、ですから、私、話は、ごっちゃになるかも分かりませんが、トレーニングルームの使用と、それから介護予防的な、この運動、拠点としてとは、また、別の問

題として、これを、けんこうの里も、下の休憩室なんかも利用してやるべきじゃないかということなんです。

前、質問の流れで、こういうふうになりましたけれどね、そういうふうな、介護予防とは、また、一つの拠点として、けんこうの里全体を、お風呂もありますから、そういうところで使ってはどうかというふうな質問なんですけれども、町長、分かりますでしょうか。趣旨が。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） トレーニング機器のですね、活用をという質問でしたのでね、その範囲で考えると、なかなか、高齢者の介護予防等については難しいですよというお話をさせていただいたんですけれども、三日月のけんこうの里というね、全体として、今、なかなか、専門、あそこを拠点ということで、リハビリとか、理学療法士なんか来ていただいてということ。この、それは、場所的にも、また、人数的にもですね、あそこ、ほか、いろんな所で、そういう健康指導なんかしてますから、あそこだけを使ってということは難しいかもしれません。

ただ、あそこは、お風呂もあり、今言う、ゲートボール場もありますね、下に広間もあって、そういう所なんで、ある程度、今、元気な内からね、人が皆、来ていただいて、できる限り、少しでも健康維持していただく、そういう形で、使っていただければということで、今、利用をしているわけなんですけれども、今、健康予防なり、そういう介護予防、そういうことでの、今、健康福祉課長が答弁しましたけれども、そういう事業の、一つのまた、実施場所としてもね、それは、活用していったらいいというふうには思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） けんこうの里については、そういう利用のPR等も含めてね、利用促進に努めていっていただきたいと思います。

次に、教育費の助成について伺います。

平成22年12月議会の一般質問で、教育費の補助について、町長は、教育にかかる経費全ての町の行政としての予算、この中でしっかり確保していかなきゃいけないと答弁されています。

全日本教職員組合が、今年3月に集計した自治体アンケートによると、教育費の独自補助は、691自治体で実施。その中の図書・学用品・教材費に補助している自治体は10.9パーセントあります。山梨県早川町では、給食費、ドリル・テストなどの教材費、修学旅行や社会科見学なども町が負担しています。

少子化対策と子育て支援からも教育費助成を検討してはどうか。町長に伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、教育の、実態の中で、教育長の方から答弁するということになっております。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

町長（庵途典章君） すいません。ちょっと、私の、こちらの方の打ち合わせが、ちょっと旨くできていなかったようです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の、教育費助成の検討をということで、少子化対策と子育て支援からも教育費助成を検討してはどうかとのご質問でございますが、現在、佐用町では、文部科学省の要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助に係る事務処理要領について、通達および県の指導に基づき、就学援助費を要保護家庭や準要保護家庭に修学旅行費、給食費、学用品費、入学用品費等を支給をしております。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒については、同じような内容で、特別支援教育就学奨励費を支給をいたしております。また、通学費補助として中学生の自転車通学生に支給をいたしております。

このほかに、教育面で、兵庫県独自の事業であります自然学校、環境体験、トライやるには、町として2分の1の助成も行っているところでは、

このように、佐用町においても様々な面での教育費の助成をしております。義務教育については、授業料、入学金、教科書など基本的な部分は無償であり、各学校においては、より特色ある教育を実施するため、遠足費用や校外学習経費、また、実習費用、また、制服代など、教育内容の充実を図るために必要な費用の一部については、当然、保護者負担であるべきだというふうに考えております。

ただし、学校では、兄弟関係がある家庭もあり、一度に多額の集金にならないよう計画的に集金もしているというふうな報告を受けております。

また、学校規模適正化に伴う制服購入等の保護者負担の増加につきましては、当然、今後、十分検討して参りますが、補助制度を検討、考えなければならないというふうに思っております。

以上、簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 前の、その質問の答弁で、教育長が、その内容について、額は言われているんです。教材費等の学級費等、修学旅行費、学校給食費については、小学校で、前回の答弁ですけれども、8万5,000円程度。

中学校では、約15万4,000円ぐらいが掛かっているということだったんです。

これ、内容ちょっと、もうちょっと詳しく、内容、どんなふうに、月の集金とか、いろいろされると思うんですけれども、大雑把でいいですから、この8万5,000円と、15万4,000円、内容については、どんなものでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、教科、授業関係ですね。これは、副教材とか、プリントとか、ドリルですね、そういう物。

それから、教科によっては資料集。

それから、生徒会費とかですね、そういう物を含めて、修学旅行、それから学校給食費、そういう物を含めて、前回、12月の議会でご報告させていただいた内容です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） そういうふうに、教材とかドリル、前回でも（聴取不能）、これは、個人的な、個人の財産とは言いませんが、個人で使う物ですから、個人で負担していただくということでしたけれども、これは、必ず要る物ですからね、それについては、教材ドリルぐらいについては、補助も考えなければいけない。町長言われましたけれども、それで、一番のやりやすいというか、一番、必要とされる物については、その教材やドリルや資料、授業に使う資料だと思うんですけども、これについても、優先的に、助成していくというふうなお考えはありませんか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 各、それぞれの学校での、授業の、教育のやり方というのは、どういう形で、今、進められているのか、私も十分分かりませんが、教科書があって、そのほかに副教材もあって、で、それと共に、そこに、そういうドリルなり、また、その授業を進めて行く上に、子ども達の習熟度などを、当然、見ていく試験を行ったりですね、これは、一連の、その学校教育の一体的なものだと思うんですよ。

ですから、それは、教育が、一応、基本的に義務教育においては、無償化されている中でね、当然、公費として、教育費として考えるべき内容ではないかなと思うんですけども、そのへんが、その、今、学校教育で、どれぐらい、そんな物がね、別個に。

例えば、先生の、これ、やり方にもよると思うんですよ。

先生が、独自に、自分でプリントを作ったりですね、ドリル作ったりされれば、そういう、その用紙代とか、印刷にかかる経費とか、そんな物は、全部学校の経費、その教育の中でやっていけると思うんですよ。

ただ、それを、民間の、そういう教材、扱っているような、会社から買って、わざわざね、そうやっているのかどうか。それが、頻度が、どういうふうに、どの程度のものがやられているのかというのがね、分からないんですけども、どうしても、それが必要、全国的に同じ物使うんだとか、西播で同じような物を使っていくというのであれば、これはまた、必要な物として、教育費の中で見ていくべきものだと思いますけれども、そこを分けてね、考えるのが、私には、ちょっとあまり、その中、十分に理解をしておりません。

ですから、教育として、必要なものについては、公費として、できるだけ、ちゃんと負担をしていくという考え方、そういう基本的な考え方は、私は、持っていないのではないかと考えておりますけど。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） その、先ほど、初めの質問で言いました、山梨県の早川町ですけれども、早川町は、義務教育、全額無償化いう、先ほど挙げました、通学費や図書、それから修学旅行、その他、給食費なんかも含めて、全額無償という、早川町、先進的な町ですけれども、ここも佐用町と同じように、佐用町よりも、まだまだ少ない、人口が1万6,070人余りですから、佐用町と、ちょっと人口的には、規模の小さいとこですけれども、ここでも議論されたようです。

その議論の過程として、早川町では、2011年に教育委員、それから町議、PTA代表ら、計11人からなる検討会を設置したと。

まあ、一つの手順としては、こういう、踏むのが、いきなり、その、教育委員会の方針、あるいは庁内の方針として出てくるよりも、こういう検討会なりを作って、こういう無償化に向けた、話し合いをしていくということが、一つの手順かなとは思うんですけれども、その点、教育長、こういうふうな検討会の設置というのは、どうでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） そこまで、私の方は考えておりませんでしたので、突然のことと、今、受け止めました。

で、この教材費の無償化。全て町費の中でという捉え方、これも、子ども達にとっては、非常に大事なことも分かりません。

しかし、子どもを育てるのは、学校だけではありません。地域全員の方、そして、やっぱり第1義は親であります。家族であります。

そういう中ですね、やっぱり金銭の大切さ、物の大切さ、大事に扱う、そして、お父さん、お母さんに、僕は、私は、育ててもらえているんだと。こういうことが、やっぱり一番大事な成長過程ですね、一番大事な問題ではないかなと思っています。

なお、今、金谷議員がおっしゃいましたことを、私は、否定するものではありません。地域住民やとか、保護者やとか、いろんな関係の方々ですね、子ども達の、今、現在見て、もっともっと支援すべきやと、こういうことになれば、そういう検討の機会もあってもいいかなと思いますけれども、私、個人としましては、やはり第1義は、親であるということ忘れてはならんと。そのように考えているところです。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） まあ、親も保護者の代表としては、PTAなりがね、代表として、その検討委員会なりに入っておられる、早川町ではということですが、早川町、元々、給食費や教材の一部を補助してきたんですね。それを、更に、給食費やドリルやテストなどの教材費、修学旅行や社会科見学の費用なども、こういう、それは、いろんな議論があ

ったと思います。早川町でも、今まで、手厚く補助を行っているんだから、これ以上、必要ないような議論も早川町でもあったようです。

ですから、その議論も踏まえた中でね、佐用町でも、そういう検討会なりを設置していく方向がいいんじゃないかなと思います。

次の質問に移ります。

次に、いじめ対策と、それから、学校統合を問うということで、教育行政の関係で伺います。

滋賀県大津市での中学2年生の自殺が大きく報道されていますが、学校でのいじめについて、文部科学省では、平成18年に、いじめ問題への取組の徹底についての通知を各県教委宛てに出しており、その中で、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援を挙げ、所管の学校、教育委員会に、主旨の周知と適切な対応の指導をお願いするとしています。

この通知以降、本町でのいじめは何件か。

通知では、チェックポイントも参考にしよう述べていますが、通知への対応はどうだったのか。

次に、学校規模適正化計画の中で、適正化の必要性として、3つの観点から述べていますが、それぞれについて伺います。

この中の教育効果の観点では、互いに切磋琢磨したり様々な価値観に触れることで、心豊かな逞しい子どもが育つ環境が生まれるとありますが、これを一定規模の人数と学級数の確保はどう関連するのか。

保護者ニーズの観点では、教育委員会が実施したアンケートの結果から、一定規模の集団教育の必要性が認識されているとしています。同アンケート以前は保護者の意見はどう把握していたのか。

学校運営の観点では、学校内の教職員の人数が増え、きめ細やかな指導と職員間の意見交換等が活発化し、職員一人当たりの事務負担が軽減できるとあります。職員が多忙な中、述べているような効果があるのか、教育長に伺います。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それでは、金谷議員のご質問にお答えいたします。

一つ目のいじめ対策についてお答えします。

文部科学省が平成18年に、いじめ問題への取組の徹底についての通知以降、本町でのいじめは何件かのご質問でございますが、小中学校合わせて、平成18年度は7件、19年度は2件、20年度は1件、21年度は18件、22年度は2件、23年度は2件、そして、本年度4月から8月一杯ですね。この度、文部科学省より緊急調査通知が参りました。この項目は、統一項目で調査をいたしました。それまでの、23年度までにつきましては、各学校が、状況に合わせて、質問項目等、また、低学年には、面談等、そういう形で集計したものです。今回は、先ほど、申しましたように、調査項目が、統一しました。結果、小学校が46件、中学校が4件でありました。

二つ目に、通知への対応はどうだったかとの質問でございますが、通知に従って、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であることを十分認識して、早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくりに努めるよう、指導をして参りました。教育委員会においても、日頃からいじめ等の問題についての実態把握に努めており、毎月の問題行動の報

告とは別に、事故、怪我、問題行動についての報告は、その都度、迅速に報告するよう指導しているところでございます。

各学校においては、定期的にアンケートや面接を通じて実態把握に努めるよう指導しております。

また、いじめが生じた場合は、教師個人が抱えこむことなく、教員間で共通理解を図り、組織的に対応し、保護者や教育委員会と連携して解決するよう指導しているところでございます。

次に、学校規模適正化の必要性についてお答えします。

まず、教育効果の観点。互いに切磋琢磨した様々な価値観に触れることで、心豊かな逞しい子どもが育つ環境が生まれると、一定規模の人数と学級数の確保はどう関連するのかというご質問でありますが、過小の集団よりも、ある一定規模の集団の方が、より競争意識が芽生え、切磋琢磨する機会が増えると考えています。また、人は、十人十色と申しますように、集団が大きくなることにより、自分以外の様々な考えに触れることができ、自分自身の考えを広げたり深めたりすることができると考えているところです。

次に、学級数の確保でありますが、複式学級を解消して各学年の学級を確保することを目的としています。学校では、教科の学習は勿論ですが、体験学習や食育、人権教育、環境教育等の様々な、いろいろな教育活動を行うにあたり、各学年の発達段階に応じた目標を設定して、系統的に行っておりますが、各学年の学級を確保することで、より系統的、効果的な、様々な教育活動を行うことができると考えているところです。

更に、同学年の学級が増えることにより、クラスごとの対抗意識が芽生え、昨日、また、一週間前にありました運動会、体育祭等でもですね、学級対抗によって、学級のまとまり、また、学級としての向上心が生まれ、より望ましい集団になることを目指しているところでございます。

しかしながら、過度な競争心になることがないよう配慮しながら、切磋琢磨させることにより、更なる教育効果を期待しているところです。

次に、教育委員会のアンケート以前は、保護者の意見はどう把握していたのかというご質問でありますが、平成 22 年 1 月に実施したような、全保護者を対象とした意識調査は行っておりません。平成 22 年 1 月のアンケートは、適正化を進めるに当たって、幅広い議論を進めていただくための資料として考えたところです。

子どもの教育にとって、より良い教育環境としての学校の適正規模について、議論を重ねていただいているところです。

現在、委員会、懇談会において、各種団体の代表から、団体としての意見をお聞きしたり、団体においては、必要に応じてアンケートを実施するなどして、意見の集約をされております。それらの意見を参考に議論を重ねていただいております。

最後の、学校内の教職員の人数が増え、きめ細かな指導と職員間の意見交換等が活発化し、職員一人当たりの事務負担が軽減できるとあるが、教職員が多忙な中で、そのような効果はあるかのご質問でありますが、学校の校務は、ご存知のように、規模に関係なく、どの学校にも同じ量の校務分掌があります。例えば、教科でいえば、全ての学校で、国語、算数、社会等の 14 の教科に関する担当者会や研修会等、出張がございます。小規模校では、一人の教員が、複数の校務を担当し、そういう研修、出張等の機会が増えております。このことが教職員の人数が増えると分担でき、少しでも軽減できるのではないかと、そのように考えております。

そういう中で、子ども達にかかわる時間が、現在よりも確保できるものと考えているところです。

以上、この場からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） まず、いじめの関係から伺います。

平成 18 年の、その文科省の通知では、散々繰り返されていたことを、また、言っている。また、今回も言うているんですけど、通知で、いじめにより、児童生徒が、自ら、その命を絶つという痛ましい事件が、相次いで発生していることは、極めて遺憾でありますとして、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めて、この問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。

また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して、対処していくべきものと考えます。これ、18 年に出された。今、今回の事件があって出されたものじゃない。18 年も同じようなことを言われて、また、今回、こういう事件が起こったということで、そのマニュアルの中で、言うているんですけども、一つの、先ほど、教育長も言われましたけれども、ですから、どういうふうに対処するかということで、教育委員会も出しているんですけども、学校の指導体制としては、いじめの問題の重大性を全職員が認識して、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。最初の教育長の中では、全職員合わせて、その連携を取ってやっていく。やっていかれたということでしょうけれども、新たに、何回も、何回も繰り返される度に、こういうふうな、文科省としても、こういうチェックポイントまで出して、出している。

それから、早期発見、それから、早期対応については、児童生徒が発する信号、危険信号を見逃さず、その一つ一つを的確に対応しているか。

先ほど、学校関係としての対応としては、そうですね。この早期発見については、今回の事件でも、学校側の、その記者会見なんかを見てますと、いじめとしては、もう把握してなかったということがありますから、この点で、佐用町は、あまり起こってはいけなことですけれども、こういうふうに、考えておく上でね、早期発見については、それで、この 18 年以降、今回の事件が起こってですけども、早期発見について、どういうふうな、これを真剣に取り組まなきゃいけないと思うんですけども、どういうふうに取り組まれますか。早期発見だけについてはね。どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 一つ事例を挙げたいと思います。

私が経験した事例です。校長の時ですけども、ある子どもの自転車の空気が抜かれました。2 日間続きました。

で、その子どもが、たまたま、玄関口へ来て、私と出会ったわけです。で、どうしたんやと聞くと、子どもが、空気が抜けておるんです。で、今日だけかと聞くと、昨日もですと。で、ちょうど、下校の時間でした。

で、担任を呼びました。この君は、こうこう、こういうことを、私に言ったから、明日から、自転車を職員の玄関。正面玄関ですね。自転車置場へ置かずに、ちょっと違う所へ置こうということで、約束して、朝来たら、玄関へ持って来て、置いておきました。

で、一週間ほど続けました。それまで、毎日、その子と顔を合わせて、状況、自転車の

空気を抜かれたという事実から、ほかに、この一週間何もなかったかと言うたら、何もありませんでしたと。そしたら、元へ返そかと。で、その元へ返す時に、皆も知っているけれども、朝会の時にですね、皆も1台、玄関に自転車を置いてあるの知っているだろうと。何人かの者は知っておりました。

実は、こうこう、こういうことがあったから、自転車を別の所へ置いたんだと。

しかし、皆は、友達もそうだけれども、安心して、自転車置場へ置ける。これが普通なんだということを、全生徒に訴えて、その後、それは、解決いうんか、そういうことが繰り返し起こりませんでした。

要は、私がいつも、校長、また、職員も話しをするのは、先生が、いかに、どこで声を掛けてやるか。で、どこまで、子どもの今の現状を引き出していくか。これが、非常に大事なことです。

けども、このことが、一番難しいことでもあります。一番難しいことでもあります。

そういうことを、学校現場は、日々繰り返しておるということです。

で、今回、答弁長くなりますけれども、小学校、中学校で、合計50件出てまいりましたけれども、その内、小学校が46件と申しましたが、46件とも、今は、解消していると聞いております。

それから、中学校4件、うち2件は、ちょこちょこ悪口を言われると。こういうところで継続指導をしているところです。

で、今回、文科省の調査の内容については、例えば、1番に、冷かしやからかい、悪口や脅し文句、嫌な事を言われる。こういう1項目があります。

それから、それぞれ9項目ありますけれども、全体的に見ると、今、言いました、冷かしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。これが圧倒的に多いです。

ですから、普段、そういうものは、非常に見逃しやすい部類に入ります。

で、お互いに冷かしし、お互いにしているんだけれども、一方はやられたと。されたと感じている場合もあります。

そういう一つ一つ中身を考えていくと、非常に解釈いうんか、捉え方が難しい面もございます。

しかし、今回、このような数値が出て来たこと。そして、今回、文科省から、こういう項目が、出て来た項目につきまして、本年度中にですね、年内中に、もう3カ月、4カ月経ったぐらいにですね、もう一度、同じ項目で調査をしてみたいと。そのように、今、私個人としては、考えているところです。

これから校長等と、十分協議しながら、いじめのない学校づくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 全国的には、この事件、大津の事件がなりましたけれども、背景としてね、全国的な背景じゃなしに、佐用町であったような、今年度50件、今まででも、今、報告されましたけれども、そのいじめについての背景としては、どういうふうなことがあると、教育長は、認識されてますでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 一つは、なかなか、友達関係でもですね、肌が合わないとか。大人でも、そういうものがあるかと思いますが。あの君が言うたら、絶対聞かないとかね。そういう無視的な部分から、ドンドンドンドン、飛躍していく。そういうこともあるだろうと思いますし。

もう一つはね、やっぱり、自分の意見、考えが、家庭でも話ができない。また、学校のクラスとか、また、先生にも堂々と話ができない。心の中が、どうもモヤモヤ、モヤモヤしている。そういうことで、通りがかりの子どもと、肩がドンと当たったと。それから、トラブルになっていくと。そういう、いろんな子どもの心理状態いうのがあろうかと思えますので、一概には、こうだ、ああだとは、言えないと思います。

しかし、私も、子どもの親ですけれども、小さい時のことを考えますと、何か、物に当たったりしていることもありました。私も、そういうことの実験もあります。

そういうことを、少しでも早く、親や、地域や学校の先生。また、学校の先生だけじゃなくって、同じ学年のクラスの子、こういう子ども達がですね、しっかりと、おい、それあかんの違うんかとか、そういうことが言える、そういう集団づくりをですね、目指していきたいと、そのように考えています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） まあ、教育長言われる、そうだと思います。

子ども自身も、いじめはあかんと思うているわけですから、それに、子ども自身もやれるような、その話し合いができるような、そういう場づくりも、教育長言われるように、大切だと思います。

学校規模の方に移りますけれども、その一つの基準として、国が出している基準が、あるんですけども、学校統廃合の根拠として、適正規模、これが、国は小中学校を適正な規模に統合する場合に、補助基準の規定が運用されているように思うんですけども、2分の1。過疎地域では、3分の2に嵩上げされていますけれども、補助する。その適正な規模の条件が、12から18学級。小規模校の吸収統合の時に限り24学級とするとかいう規定があります。

通学距離は、小学校4キロメートル以内。中学校6キロメートル以内と規定。これは、補助金を受けるための、学校をつくる時のね、補助金の要綱で基準があるんですけども、教育効果の観点でいう基準というのは、何かあるんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長、答弁願います。

教育課長（坂本博美君） それは、クラス数とか、それ以外のことですか。

5番（金谷英志君） クラス数だけでいいです。

教育課長（坂本博美君） クラス数は、今、言われたように、小学校も中学校も12クラスか

ら 18 クラスということになっております。

だから、小学校の場合は、当然、2 クラス以上と 18 クラス以内というふうな適正規模という設定をされています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） それは、教育効果の観点からの規模は、そういうふうに、効果があるから、その人数が適切であると言われた、そういうふうな方針なりがあるのでしょうか。

私、調べてみたんですけども、文科省が言う規模というのは、その補助金の対象要綱になるのが、基準となるものであって、国がいったん、適正規模の基準策定いうのを、作業しているんですね。

これが、2008 年、骨太の方針で、教育的観点から、学校の適正配置ということで、中央教育審議会が、教育的観点からの学校統廃合の基準づくりを検討開始。こういうふうにしていたんですね。教育的観点からですよ。

補助金を支出する観点、基準ではなしに、教育的観点から、学校統廃合の基準づくりを検討開始して、その後、どうなったかという、2008 年には、そのまま、審議を中断して、答申はない。そのまま終わっている。ですから、文科省なり、国の方針として、その統廃合の基準づくりは、まだ、されていないというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） はい、議員おっしゃるとおりだと思います。

しかしながら、佐用町、新町合併しまして、平成 17 年 10 月ですか。その後、新町の総合計画が出されています。その中にもですね、1 文だけですけども、将来的に、子ども達のより良い教育環境を考える適正化についてですね、今後、考えていかなければならないと、そのように 1 文入っております。

そういうことから、私は、教育長として、子ども達の教育環境が、どうあるべきか。また、現在、1 万 9,000 人強の人口であって、今、小学生が、830 人余り。中学生が 400 人前後、こういう状況の中でですね、本当に、今の学校も、私は、いいと思っています。けども、更に、いろんな、先ほども答弁しましたように、子ども達が、知らず知らずの内に、いろんな人と接したり、いろんな活動ができたり、そういう幅広い教育環境を作ることが、私は、大事であろうと。そういう基本に基づいておりますし、また、教員もですね、先ほど言うておりますように、そうそう増えるものではありません。1 学級増えたら、1 人の先生が増えるだけです。だから、無茶苦茶増えるように考えてもらったら、教育委員会、増えるいうて言うておったけども、そないそない変わらへんやないかと。こういうことになりがちですけども。しかし、2 学年を 1 人で教えていることが、1 学年ずつ、1 人の先生が責任持って付くという、このことは、非常に、私は、大事なことであります。

いくら、2 人、3 人の子どもを教えるんにしても、1 年間の教材研究は 2 学年せなあかんわけです。1 人の先生が、倍かかります。2 人教えようと、40 人教えようと一緒です。

そういうところから、私は、考えたところです。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 今、最後に言われた、複式学級のことだと思うんですけども、複式学級、それはそれで、複式学級は、それとしても、全体、中学校まで含めた統合を言われているわけですから、中学校においても適正規模。中学校は、複式学級というのは、ありませんから。（聴取不能）的にもね。ですから、その、研究、グラス・スミス曲線というのが、教育長、教育の専門家ですから、ご存知だと思うんですけども、このグラス・スミス曲線というのがあって、学級規模が小さくなるのに従って、学習の到達度、情緒の安定、教員の満足度が高くなるという調査結果がある。これ、教育会では、有名な論文というか、らしいですけども、それに基づいて、日本で、日本教育学会が、学校・学級の編成に関する研究委員会いうのを立ち上げて、それを調査しているんですけども、これでも、グラス・スミス曲線と同じような調査結果が出て、学級規模、25人前後を境に、教育効果は大きく変わる。学級定員の標準は、20人程度とすべきだと。これが、教育会の、国際的にも、それから、日本でも、こういうふうな、ある程度、到達した、定数に関しては、これだと思うんですけどね。

ですから、中学校に言いますと、中学校で、統合してしますと、今、文科省の基準では、40人以下学級ですから、統合して40人になる。今でしたら、20人前後でずっと、各学校推移しているのが、このグラス・スミス曲線なりがいう、教育効果がある20人程度が、40人。統合したことによって、むしろ、教育効果が下がるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） 2分以内でお願いします。

教育長（勝山 剛君） 私も、そのことを心配しております。どうしても学校統合した時には、人数が、ドッと増えますので。

しかし、現在、中学校4校ありますけれども、上津中学校、三日月中学校、それから、上月中学校、これについては、佐用もそうですけれども、加配教員をいただいて、例えば、40人学級、25、26人でも、それをまだ、2つに分けて、少人数クラスでやっております。

ですから、現在、これが、加配教員が、ドンドン、これから充実していくと、そのように、私も期待しておるんですけども、そういう方法も、一つは兼ね備えておりますので、前向きに検討していきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい。

5番（金谷英志君） 終わります。

議長（西岡 正君） 時間が参りました。

金谷英志君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
あそこの時計で、3時15分再開しますので、よろしく願いいたします。

午後02時56分 休憩

午後03時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解きます。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
続きまして、岡本安夫君の発言を許可いたします。

〔12番 岡本安夫君 登壇〕

12番（岡本安夫君） 12番、岡本安夫です。本日の最後の一般質問です。

当局の皆さん、そして、議員の皆さんも、少しお疲れが出る頃でしょうが、暫く、お付き合いをお願いします。

今朝方ですね、松尾議員の黙とうをしたんですけれども、改めて、この席から、花を見た時にですね、議運の委員長、そして議会改革の委員として、これからまさに、これから、佐用町議会と一緒に、知恵を出しながら改革していこうといった矢先だったんで、まさに、痛恨の極みという気持ちをあらためております。

故松尾議員のご冥福を、心よりお祈りし、また、残されたご家族の皆さんがですね、一日も早く平穏な生活になられるよう、希望いたします。

さて、私の一般質問ですが、これからの林業振興と森林整備についてであります。

国の方針では、林業の再生に向けた改革の姿として、10年後の木材自給率50パーセント以上を目標とした森林再生プランが策定されました。その推進に当たり、具体的な対策の取りまとめが行われ、森林整備事業の補助金の見直しがあったことはご承知のとおりであります。

今年度、即ち、24年度より実施となった次第です。10年後に自給率50パーセント以上を目指すということで、林業に携わる人達は、当初、大いに期待をしたわけですが、ほとんどの森林組合が、うまく事業の切り替えに取り組めていないようです。

森林施業補助金を受けるためには、森林経営計画の作成が必須条件だからです。その計画作成が遅れていることにより、作業班の仕事が極端に少なくなっているのが、現在の状況であります。

民主党はあかん。わやじゃと。今度は、変えなあかんぞといった声が挙がり、美作森林の職員や作業班の間では、政府への批判が続出している始末です。

森林整備事業は良質な材木の安定供給はもとより、防災や水源涵養を含めた環境保全、国土保全として、また、本町のような中山間地においては、数少ない雇用や就労の場としての観点からも、大変重要な事業であることは、百もご承知のことと存じますが、以下の質問をいたします。

1、今年度は支援対象となる事業に、どのくらい取り組めそうか。

2番目、木質バイオマス発電について、どう思われるかであります。今度の事業は、搬出間伐が条件となっているので、市場や製材所等に、通告書には集荷と書いているのですが、出荷と訂正しておいてください。出荷する必要があります。当然、これには、材木の相場があったり、ある程度の品質等が問われます。しかしながら、例えば、木質バイオマス発電の燃料としての出荷もカウントされるのなら、クリーンセンターの跡地利用に木質

バイオマス発電は、いかがでしょうか。

3番目です。申山の残土処分地に太陽光発電のオファーが、数々、色々あるようですが、どのようなもので、どうされるか。また、売電。つまり、固定価格買取制度ということについて、どう考えておられますか。

4番目、佐用町の農林業、農業と林業が、雇用の場として展開していける可能性について、どう思われますか。

以上、この場からの質問といたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からの、これからの林業振興と森林整備についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の、本年度は、林業整備の支援対象となる事業は、どのくらい取り組めるかのご質問でございますが、平成 23 年 7 月、森林・林業再生プランが閣議決定をされ、10 年後を目指した指針が示された中で、木材の国内産自給率 50 パーセントを目指して、資源の有効活用をすることなどが掲げられておりまして、従来の切捨て間伐から、搬出して利用しないと補助金対象事業にならないということとなり、平成 24 年度から実施となっております。

従来の切捨て間伐では、佐用町内におきましては、毎年 300 ヘクタール余りの間伐を行って参りましたが、集積にかかる経費が加算をされ、標準単価が約 3 倍となりまして、施策予定面積を 3 分の 1 の約 90 ヘクタールと見込んでおります。

ご指摘のとおり、森林経営計画の策定が遅れている原因は、林班単位で同意書のとりつけが条件にありまして、広範囲に多くの所有者の理解を求めることに時間を要していることが大きな理由と考えております。

次に、木質バイオ発電について、どう思うかのご質問でございますが、ご承知のとおり、これまで地球温暖化対策のクリーンエネルギーとして取り組んできたわけですが、東日本大震災による原子力発電所の事故をきっかけに、太陽光発電やバイオマス発電など再生可能エネルギーによる発電が、今後のエネルギー確保の重要な柱となり、本年 7 月から再生可能エネルギー固定価格買取制度も始まっております。

その中で、木質バイオマスの発電については、木材をチップにして、ガス化をする方法。また、それを燃料としてタービンを回す発電方法や、また、蒸し焼きにして、先ほど言いましたガス化をさせて、それによってタービンを回す発電方法。その他、木材チップを石炭に混ぜて燃焼させる発電方法など、多くの企業が、かねてから実験・研究を重ね、全国各地で、今、実用化をされようとしております。

木質バイオ発電に関しては、損益分岐点が、現在の電力の固定価格買取制度を活用した上で 5 メガワットというふうに言われており、それに用いる木材チップは、全国の事例で約 6 万トン。原木で 12 万立米ぐらいが必要でありまして、莫大な木材が必要となるため、大規模な事業展開が必要となります。

また、それを発電するプラントに関しても 20 億円以上かかるなど、多額の建設費用が必要となり、町単独で行うのは、非常に困難な事業でございます。

しかし、木材運搬が、コスト的に可能な範囲内に、民間企業なり、電力会社なりが木質バイオ発電施設を建設をし、いわゆる周辺地域から、その燃料の木材を供給を計画的に行うことができれば、これが一番合理的な方法ではないかというふうと考えております。

また、議員のご質問にある佐用クリーンセンターにつきましては、この施設を後、活用して、木材を、オガ粉状態にし、圧縮してできる燃料であります木質ペレットの生産工場として活用できないかということで、職員にも検討するよう指示をして、県の関係機関の協力を得ながら、県内、豊岡市の木質ペレット工場や多可町での木材のチップ工場を視察するなど研究をさせてきましたけれども、やっぱり、コストが非常に高くつくということ。また、安価で一定量の木材の確保が難しいということで、現段階での生産方法では、なかなか採算に合わないと判断したところであります。

現在は、そういうことで、なかなか事業化は採算面で、非常に難しいと考えますけれども、今後の技術向上を期待し、木質バイオマスの新たな活用方法などについて、更に、情報を収集し、研究をしていかなければならないというふうに考えております。

次に、いわゆる長谷の申山の残土処分地の土地を利用して太陽光発電施設についてと、また、売電についてのご質問でございますが、今年の7月から再生可能エネルギーによって発電された電気を電力会社が買い取ることを義務付けた、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まりました。その中で、太陽光発電の買取価格が税込み 42 円と公表されてから、申山残土処分地で太陽光発電事業を実施したいという照会が8件ほどございました。そのほとんどが、土地を貸して欲しいといった要望でございますが、町といたしましては、この申山の造成地は、地域の皆様方の理解と、高速道路、姫鳥道の工事に協力するという観点で、生み出された大切な土地であり、できるだけ有効な利用方法を考えて、地域の皆さんの、地域の活性化につながるものになればというふうにも、これまでも考えてきたところですが、現在の経済情勢、社会情勢の中にありましては、太陽光発電にも利用することが、一番いい利用方法ではないかというふうにも、現在、考えております。

しかし、太陽光発電は、これはどうしても多くの雇用を生み出す事業ではありませんので、事業者土地をお貸しして、そういう施設を建設するのか、町が、発電事業に取り組むのか、また、他の団体と町と協働して事業を実施するのか、事業としてのシミュレーション、効果を考えながら、町、地域にとって一番良い事業手法を検討して参りたいというふうに考えております。

なお、再生可能エネルギー固定の買取制度により、太陽光発電による売電額は、税込み、先ほど言いました 42 円ということになっており、この価格でありますと、事業として、工夫次第で高い収益が上がる事業ができるというふうに考えております。

ただし、経済産業省の発表によりますと、1キロワット当たり、概ね、平均して 32 万 5,000 円と多額の事業費が必要であり、今後、異常気象などによる日照不足などが心配されるため、リスクを抑えた、本町にとって最適な太陽光発電施設の設置も、当然、考えていかなければならないと思っております。

次に、佐用町の農林業が雇用の場として、今後、展開していける可能性についてはどう思うかのご質問でございますが、高齢化の中、また、佐用町のような中山間地域における農林業の現実、非常に厳しい状況にあり、今後とも、そういう状況が続くというふうにと考えます。

しかし、雇用の場として、今後、そういう事業の展開ができるかどうかは、その事業が採算の取れる安定した事業ができるかどうかにかかっておりまして、建材としてのですね、木材の需要は、もう既に限界が、ある程度あるというふうに思います。

今後、国が示しております国産材の 50 パーセントの自給率、この自給率を達成するという事は、やはり木材を、昔のように、エネルギーとして活用するという事。そういう中で、この目標が達成できるかと言いましょうか、達成をしていくという事の事業、方法ではないかというふうにご考えておりまして、先ほど、質問にもございました木質のバイオマス発電、こういう事業が軌道に、実際に乗っていけば、その燃料の木材を長期的に供

給していくと、そういう体制が、当然、必要であり、そういう体制の中で、新たな雇用、また、安定した雇用も生まれてくると。そういうふうに、ある程度の希望は持って、考えているところでございます。

以上、このご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） それでは、再質問させていただきます。

今年度の、これは森林組合が主体になってやる事業なんですけど、昨年度に比べて3分の1ということ。今のご答弁ではですね、経費が3倍かかると。だから、3分の1しかできないんだと。予算的な面で、3分の1しかできないんだらうか。それともですね、これはほかの森林組合もなんですけれども、やはりその、新たな計画づくりのために、これは、基本的に森林所有者の同意が要るわけなんです。それとか、その、林班単位で何割とかいう、非常にこう、広いというのか、制限があるということ。

それから、その、どうしても搬出が条件ということで、車が近くまで行くとかいうようなことで、なかなか、そういう施業する箇所いうんですか、所が見当たらないということ。それに、諸々な、いろんな条件があるわけなんですけれども、今のご答弁ですと、いや、できるんだけれども、3分の1しか予算がないからできないんだというふうな取られ方もするんですけれども、実情はそのあたり、どうなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 技術的な話でございますが、技術的な話ですね。

基本的に今までのように切り捨て間伐だけでいきますと、私も直接山へ入ったわけじゃございませんが、だいたい1人が1日に1反ですね。面積にして、それぐらいはできるというふうに聞いております。

ただ、今回、こういうふうな、今、おっしゃるように、搬出をしようとするんですと、どうしても1日に3ないし4立米ぐらいしかようせんらうと。仕事を。ということですね。

言いますのは、だいたいトラック4トン車に1杯ぐらいしか出せない。そうしますと、おのずと、面積だけでいきますと限られた面積になってくるということですね。これが、搬出間伐をすることの一番のネック。もう一つはね。経費が掛かる。当然、補助金も多くなるんですが、その分だけ経費が掛かる。手間が掛かるということです。そうすると、やはり利潤が少なくなってくる。ここが一番難しいところで、その利潤が少なくなったものを、じゃあ、山元の、山元と言いますか、その地主の方にお返しできるかと言いますと、なかなか、そこまでバックさせるお金が、うまく回らないという。こういったところが、地元としても、なかなか乗ってこれない話になっておると。ここが一番しんどいところだと思います。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） おそらく、この事業は、今までの切り捨て間伐からですね、こういう方策が出されたということは、来年度以降も、こういう形の事業しかできないんじゃないかと思います。となるとですね、佐用町のこの、間伐というのが、ほとんど、この調子だったらできなくなると。では、このまま、手をこまねいていっていいのかと。

先ほど来の町長の答弁でですね。国の木材需給 50 パーセント。これは、例えば、バイオマス発電が軌道に乗ればですね、それに期待できるんだと。そういうことで、搬出できるんだというようなことがあって、やろうとしても、佐用町としては、こういう調子では全くできないというようなことですね、例えばですね、おそらく森林所有者の理解を得るというのは、これは一番大変なんじゃないかなと思うんです。

今まではですね、森林組合の物が台帳見ながら、ここ、あそこ、何年生ぐらいの山、どうですかって進めていって、これ、ただでできますよと言ったら、じゃあ、やってくれというようなことで、簡単に切り捨て間伐できよったわけなんですけれども、こういう形になると、まず、林班。林班って専門的な用語なんです。県が決められている区域いうんですか、団地、そこの半分の同意がいるんだというようなこと。

だから、そういうことを、やっぱりある程度、これから、やっぱり周知していく必要があるんじゃないかと思います。

前、去年ですかね、一昨年ですか、質問した時に、西栗倉がですね、例えば、百年の森事業ということで、全集落に出向いて、こういうことで、とりあえず 10 年間、村にですね、その山を、手入れさせてくれということで、同意を取って回ったというようなこと。こういうことも、これから、やっぱり、佐用町が、これだけの山を抱えている。これを逆に財産に変えようと思うのであればね、こういう施策も必要じゃないかと思うんですけども、そのために、例えばですね、森林組合の職員だけ、今、4 名の方、本当にこう、一生懸命やっておられます。それだけで、手が回らない。そういうふう思うんです。

その辺の、やっぱり、いろんな支援。人的な支援ですね。そういうのも必要だと思うし。

それとですね、技術的な問題とおっしゃいました。確かにそうですね。今、人力でやるというのは、本当にこう、限度があります。ですから、これも、また、恐縮ですけども、西栗倉の例なんですけれども、例えば、ハーベスターのような大型機械を導入してですね、それをリースによって使っている。そしてまた、どこもですね、その作業班が、本当に高齢化しておるわけなんです。

そこでこう、やはり、作業班の後継者の育成というのも、今後やっぱり必要じゃないかと思います。この点、まず、この事業の周知、そして、大型機械の導入。あるいは、その後継者の育成について、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） まあ、国としてもですね、木材の、実際に、自給率、これを今現在、20 パーセント余り。これをね、もう本当に 10 年で 50 パーセント。そういう目標はいいんですけれども、実際に、その利用する方法、使う方法がですね、ある程度、そちらを両方、その、入口と出口というのを、本当にこう、一緒に考えていかないと、こうして、今

までの、この森林施業においても、今いう、利用をしないと駄目だと。利用をしないと補助金も出しませんよと。

そして、実際、それは今、技術的にも、非常に難しい面もあるんですけども、できたとしても、早既に、補助事業として補助金をもらうためにですね、出せるところは、ドンドン市場に木材を搬出、出してます。それが、もう、利用ができなくて、今度は、市場のほうでも、木材市場のほうでも、もうダブついて、それを買い取ることがなかなか難しいようなね、そして、価格もですね、ドンドンと、一層、値下がりしていると。これまで、非常に安くて、なかなか、採算が合わなかったものが、更にですね、補助金を受けるために、需要に見合わないものまで、ドンドン、搬出をしていくことによって、価格が更に安くなるという悪循環ですね、こういう状態に、なっているわけです。

で、この事業を行うためには、先ほど、お話しのように、林班、団地化をしてですね、一応、計画的に、その施業をやると。これはまあ、当たり前のことだと思うんですけどね。効率的にやるためには、だから、それを30ヘクタールとか、50ヘクタールぐらいを、1団地として、そこの、一つの山で、1人なり、数人の、わずかな人が所有しておれば、話が割合、まだ簡単ですけどもね、佐用町なんかの山林の状況を見ますと、非常に規模が小さい山です。一つ一つの山がですね。

で、そういう人たちの同意を全て取るというのは、かなりまあ、この事業によって、山主にも、プラスになると言いますか、利益が還元できるようなところがないとですね、なかなか理解が得られないと。

ですから、こういう制度ができることによって、本当に事業が、いっきにね、やりにくとか、これまでのやり方と比べれば、事業量も減ってきたというのは確かだと思います。

で、佐用町の山の状況を見ますと、かなり、同じ林齢にしても、当然、バラバラですし、山の状態、一つでまとまって、効率的に施業をするというところが少ない。でも、やはり、当面はやっぱし、そのできるところをね、やっぱし、団地化計画しないといけないということで、今、森林組合の職員にも、また、うちの農林振興課にも一緒にですね、町内の団地化ができる所を、まず、抽出して、それで、その規模が、30ヘクタールとか、50ヘクタールという大規模じゃなくてもですね、できる範囲内で、それは実情に合わせてですね、やっていかきゃいかなのんでということで、その指示をしております。

だから、何ぼかはですね、何箇所かは、そういう所が、見つけて、今、計画をするようにしていておりますけれども、ただ、先ほど、言いましたように、非常に今、木材の価格が、更に安くなっているし、出しても利用するのに、建材としてだけ出すのでは、本当にもう、限界があるんですね。

ですから、やはりこれは、木質チップとかですね、燃料とか、まあまあ、そういう物にも利用していかないと、利用方法がないと。

ただまあ、それになると、もう、建材以上に、もっともっと、やっぱし、価格は安いですが、もっと合わないと。そうすると、それに対して、補助金はもらっても、なお且つ、搬出することによって、赤字になってしまうと。余計、経費を継ぎ足さなきゃいけないと。その継ぎ足した経費を、誰が持つのか。これは当然、山主にお願いしているのに、少しでも利益を還元しなきゃいけないという中で、実際には、それを町がね、その赤字分だけを、ドンドン持って、これからやっていけるかということ、それは、やっぱし事業としては、成り立たないということになります。

作業を効率化するためには、そういう機械化もしなきゃいけないし、作業班としての作業する人材もですね、これから確保していかなきゃいけない。それは、よく分かるんですけども、それには、先ほど、ある程度、期待を持ってということですけども、ここ、

それが先、あればいいんですけどね、今後、そういう燃料としてなりの、長期的に安定した活用ができる、需要が生まれてくるということに、早くなって、そうすれば、それに対しての、その機材の充実というようなことも、これはやはり、森林組合としてもね、これは事業として積極的に取り組んでいきたいと思っております。

ただまあ、今年度、来年度、当面は、今、できる範囲内で、今、団地化計画ができる範囲内でね、言わば、搬出の可能な、できやすい所、そういう所から、やらざるを得ないということで、今、取り組ましておりますけれども、事業量としては、そういう手間も、どっちにしても手間がかかりますのでね、かなり施業面積は、少なくともやらざるを得ないんだというふうに思います。

それから、これを行うためには、どうしても、林道の整備ということが、これは不可欠になります。この災害ですとね、林道というのが、ほとんど林道が、通行不能になっている。入れないというような所が多い。だから、どこもですね、全部、それを修復して、やっていくというのは、これは、なかなか、これもまた、難しいんで、団地化をして、施業を行うという所については、集中的に、林道の整備ということも、当然これは、行政として、支援して行って、そして、その団地化ができる範囲内の山主の皆さんにも、収益が、なかなか還元できなくてもですね、負担は掛けないという中で、同意をいただいて、事業ができるように取り組んでいかなきゃならないと、いきたいというふうに思っているところです。以上。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） 何かこう、ちょっと話が、ちょっと暗くなるような感じなんですけれども、当然、この事業の事業対象としては、作業道の整備とか、そういうのを補助対象になっておりますから、そういうのをうまく取り入れながらやっていくということなんでしょうけれども、これ、参考までというより、町長も時々、よくNHKのテレビ見られるということで、おっしゃっているんですけども、これ、いつ、何年前かだったか、ちょっと忘れたんですけど、京都の日吉町森林組合の何か、そういう番組、プロフェッショナルというんですか、その、今、NHKで、仕事の何とかというあれの中でですね、その、その理事の方なんですけれども、湯浅さんといって、その日吉町というのは、本当にこう、森林組合の経営としては、もの凄く成功されているとこなんだそうです。その方がですね、なぜ、あれしたかという中で、大阪府の千早赤阪村かな、その人がですね、いろんな所で災害が起きるんですけども、その人の山だけ作業道、林道が崩れなんだろうかね、そういう災害が起きなんだそうなんです。そこで、その方に、弟子入りいうんですか、そういうことしたら、やっぱり、山には、ここ、絶対作ったらあかんというような、何かこう、そういうような所があるらしいんです。

また、そういうふうなことをされて、だいたい、作業道というのは一回したら、後、作業終わったら終わりみたいな感じで、後、ドンドンドンドン傷んでいくのがあれなんですけれども、そういうとこ、やっぱりこう、しっかりこう、長年持つような作業道を付けていくというようなことで、全国から、いろんな、実際、山も見ながらね、そういう指導もされているということ。

それと、やっぱり、何と言っても、森林組合の経営が安定しているということは、当然、地主の還元があるということが一番ですし、作業班の仕事があると。たくさんあるということで、森林組合の経営が安定するということが、一度できたら、そういう所に、誰か研

修に行かせてもいいんじゃないかと。分かっておるわというような顔をされておるんですけども、これは一応、参考までにとということで、また、考えてみてください。

先ほどからこう、バイオマス発電のあれで、それに期待しているということなんですけれども、皆さんもお聞きになった方、おられると思うんですけども、敬老会のあいさつです、石堂県議が、兵庫県が、誘致いうんですか、それを計画しているだというようなことをおっしゃられましたけれども、こういう県の考え方について、もし、情報があれば、ちょっと教えていただきたいと思うんですけども。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） まあ、この木質バイオマス発電というのは、議会でも、東北に視察に行かれた時にですね、実際、実証実験として NEDO が行った施設見られて、結局、あの施設は、実証事件終わったら、実際には、休止してしまって、もう動いてないという状態でした。実際に、発電してみると、だいたい1キロワット、コストが 80 円以上掛かるというようなことを、あの時に、言われておりました。

そういうことで、なかなか、施設というのは、太陽光のように、設置したら後、あまりメンテナンスが、経費掛けずに運転できるんじゃないかって、非常にまあ、タービンを回したり、その発電するのに難しい。技術も要りますし、メンテナンスも要るということで、非常に高いコストが掛かると。

だから、小さな発電所を作ってというのは、なかなか、これは現実的には無理だと。無理というか、採算に合わない。

だから、やっぱり商業的にやろうとすればですね、これは一つの、火力発電所の一つです。燃料を、木材を使うか、石炭を使うか、今のガスを使うか、石油を使うかということの中での、木を使えば、これ、地球温暖化ガスの発生も少なくなるし、森林施業にも可能になるということです。

まあ、そういうことで、私もこれ、以前にですね、県のほうにも、関西電力なら関西電力としてですね、どこかに、一つ大きな発電所を作って、そこへ、周辺地域から、これだけの木材を供給していくと。燃料を供給していくという体制、こういうことを考えたらどうですかというのをお話ししたことがあります。で、まあ、そういうことがですね、やはり民間でも、この度の原発、買取価格制度の中でね、検討されて、県内にですね、そういう発電所が建設されるという、今、情報を得ているわけです。

で、既にもう、その燃料をですね、確保するために、その事業者からですね、県内の森林組合に対してですね、そういう事業に対して、燃料供給に協力してもらえるかどうか。そういう燃料が、確保、これだけできるかどうか。その打診が来ております。

そのまあ、一応、まとめをですね、県の森林組合連合会が、一応、中に入り、まとめをしてですね、そういうことの可能性なり、やるとすれば、責任を持って、きちっと供給していかなくちゃいけないと。その責任体制が取れるかどうか。そういうことを、今現在、検討をされているということです。

まあ、この木質の、木材を燃料とした火力発電所というのは、中国電力にもありますし、東北電力とか、ほかにもかなりあるそうですし、既に動いております。

ただ、関西電力管内というのはね、結構、これが今までなかったんですね。しかし、まあ、こういう、今のエネルギー事情の中でね、これは、やはり、木材というのは、毎年、毎年、この森林、佐用町でも 80 パーセント以上が山です。それがまあ、木というのは成

長していくということで、再生エネルギーとしては、一番まあ、確実なエネルギーとして、だから、年間、どれぐらいね、これを供給できるか。

先ほど、言いましたように、非常にまあ、膨大な木材。使うとすれば、それだけエネルギー、木材が必要になりますので、いくらでも供給できるわけじゃないんですけども、事業としてできる規模、その範囲内でね、安定して、需要があるということであれば、これはやっぱし、非常に大きな、今後の森林整備においても、事業になろうかというふうに思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） これ、まだ、これからということなんでしょうけど、まあ、クリーンセンターの跡地利用についても、まだ、いろいろと、本当に、研究されているんですけども、今後ともまあ、いろいろと情報収集したりしていくということで、それは、それで結構なんですけれども、申山のあれについて、8 件ほどの申し込みがあったということなんですけれども、ちょっと、ここでお尋ねしたいのは、例えば、もしそれを、全部使うとしたら、どれぐらいな能力いうんですか、発電ができて、そこから得られる、その売電による収益というのは、どれぐらい上がりそうな感じなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この事業のシミュレーション、これは、ある程度、今の固定価格買取制度の中です、できるわけですけども、事業者が示されている物においてはですね、現在、申山で、残土処分の中で、造成した土地が、平地で、約 5 ヘクタール。5 町です。5 ヘクタールぐらいあります。

で、これを使ってですね、太陽光のパネルを設置すると、4.4 メガから 4.5 メガぐらいは可能だというふうに事業計画がされております。

で、それからですね、売電をするんですけども、ただ、売電をするためにはですね、電気を、今、関西電力の、この送電線に乗せなきゃいけないわけですね。送電しなきゃいけないと。直ぐ側に、そういう送電できる高圧線。容量を持った高圧線があればですね、簡単にと言いますか、それほど経費掛けずにできるんですけども、どうしても、この山間部、どこにおいても、そんな近くに電力の需要があって、しかも、送電ができるような送電線が走っている所は少ないわけですね。そうすると、その場所によって、どこまで電気を送らなければならないか、これが、いくら土地があっても、その土地が、直ぐ活用できるかどうかの、また一つ、大きな問題になります。

で、現在の申山の敷地でいくと、約、あの辺で、聞いているところでは、関西電力の話では、5 メガぐらいまでは受け入れることができる。ただ、その 5 メガもですね、直ぐ側には、送電線がないので、その受電ができる所まで、専用線の電線。送電、電線を敷設しなきゃいけない。そういうことにはですね、相当の経費が掛かるというふうに聞いております。

ただ、それも入れてね、この事業の、事業に掛かるコストとした時に、42 円というのは、消費税入れて 42 円ですから、実際は、40 円です。入ってくるお金がね。

それで、土地だけを貸し付けて、土地代を町がいただくと。賃貸としていただくとすると、事業者によって、いろいろありますが、450万から700万ぐらいが提示をされてきております。ですから、年間。これは20年間の固定価格制度ですから、約、まあ、500万平均とすると、20年で1億ぐらいな土地代が収入として入ってくるということ。

それと、償却資産税。固定資産税がですね、これは事業として、町に税が当然、入ってきます。これが、段々と減っていきますけれどもね、平均して、約、年間500万ぐらいか。償却資産税。そうですね、600万か700万。600万ぐらいですね。そうすると、20年間で1億余りの償却資産税が入ってくるということです。

ですから、一般的にはね、だいたい、土地を貸し付けて、それによって、そういう土地の賃借料と税を期待するという形で、事業が検討されている例が多いわけですが、土地がですね、あれだけ、きちっと造成ができて、非常にまあ、土地の、これまで掛けてきたコストというものが少ないというところで、当然まあ、それでも、何もしないよりはましだというふうなところもありますけれどもね。しかし、あれを、実際には、もっと、造成も、経費も掛かっていたと。当然、掛かっているんですけども、町が負担をしてきたということになると、それを取り戻してでもやろうということになるとですね、もっとやっぱり、収益の上がる方法に、やり方を、やっぱり考えるべきではないかと思えますし、それは、一つの事業として町が取り組むと同時にですね、私は、先ほど来、岡本議員からも、山林のね、整備。また、これは、やはり環境問題としても非常に、今まで大変、重要な問題であり、また、災害の対策としても重要な問題として、捉えてきたわけです。

ですから、そういうことにも、何とか、寄与できるような事業方法がないかということ、今、考えております。

それには、この太陽光発電というのは、非常に広大な面積、現在、佐用町の中では、5ヘクタールぐらい。それに、設置をすると。その設置をするにあたってですね、木材の、先ほど言いましたように、利用する方法というのが、非常に少ないと。今、ないですね。建材としても。だから、木の良さを利用して、木材を、この太陽光発電の設置をする架台。パネルを設置する台ですね。そういう物に使うことによって、相当量の木材が活用できるだろうと。

これをですね、安いコストで、できるだけやる方法を考えればね、これまた、全国にも、広がっていく。木材需要を喚起することもできるし、また、20年後。20年後だけではなくて、それが、25年後、35年後になるかもしれませんけども、これを最終的には撤去する時にもですね、木材であれば、それは、木を燃料として、また、活用すれば、これまた、再生エネルギーとして活用できますし、太陽光エネルギーと木材とは、また、実際には、違ったと言っても、再生エネルギーなり、この自然エネルギーとしては、同じ中にあります。だから、両方がですね、そういう再生エネルギーとして、事業の中で、うまくタイアップできるような形で、木材利用が考えられないかというようなことも考えて、そのためにはね、この事業に、町が、ある程度、主体的に、関与して、かかわって行ってですね、利益も確保しながら、先ほど言ったように、いろんな、新たな事業展開、行政としての、この事業として、課題の解決にですね、少しでも寄与できるようなものになればというような方法を、今、検討をしております。

近々にですね、ある程度の、そういう内容が、シミュレーションとして、皆さんにきっちりお示しできるようになれば、説明をさせていただきたいと思っております。

ただ、先般、地域の皆さんに対してはですね、この土地の活用についての、太陽光発電の活用、これについては、一応、まず、最初の基本的な説明をさせていただいて、公害が出る物でもないし、今の時代であれば、そういう方法、活用というのは、いいのではないかなということでの、基本的なご理解はいただいていたと。いただいているという状況で

ございます。

ちょっと、長くなりましたけれども、以上です。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） まあ、今のご答弁によりますと、かなり、ある程度、煮詰まっているような状況で、積極的に取り組まれるということで、そうですね、今までにない、その、材木ですか、あれの需要の副産物というんですか、そういうものも期待できるということで、大いに推進していただいたらなと思います。

本当に、林業というものもね、やり方、あるいは、それによっては、何か、いろんな、これからの雇用が期待できるのではないかなと、そういうように思うわけなんですけれども、4 番目のあれですけども、農業や林業の可能性についてなんですけれどもね、農業に対するお答えはなかったんですけども、確かに、今のあれで、生産規模だけ、ドンドンドンドン、拡大していったところで、なかなか、人を使うというようなこと、それは無理だと思います。

後、人件費を減らして、自分の体で稼いでいくというのが、限界じゃないかと思います。

そこで、やはり、農業についてはですね、よく言われているのが、いわゆる、その、6 次産業化というんですか、商品を製品化して、それを販売していくというようなやり方が、そういうことをやっていく必要があるんじゃないかと思います。

ひまわりがですね、佐用を象徴する花であり、本当にたくさん、観光客も来ていただけるんですが、この前の補正予算の時に、ひまわり館で、その在庫がたくさんできて、経営を圧迫しているんだというようなことを聞いて、ちょっと心配になったというんですかね、あんなええ物が何で、財政、あれを圧迫していくんだらうということで、むしろ、ええことばかりかなと思ったら、逆にね、それが、売り物が、財政圧迫するようというようなこと、ちょっと考えられないんですけども、参考にですけど、あの、ひまわりの種というのは、今まで、何回か、更新されておるんでしょうかね。

ちょっと、にわか勉強なんですけれども、何か、あるひまわりによると、体にはいいんですけども、取り過ぎると良くないというような成分があり、逆にまあ、品種改良によって、いいオイルばかり取れる、そのひまわりの種が、そのも開発されてるそうなんです。もし、その、ひまわりオイルの需要が伸びない原因の中にですね、体にいいんですけども、取り過ぎると良くないというような成分が入っているというようなことが、いろんなお客さんに情報として入っているのであればね、その品種の切り替えとか、そういうことも必要じゃないかなと思いますけども、これ、どうだろうかな、いっぺん、ちょっと、そのあたりの検討をしてみたらどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 確かに、ひまわりの種につきましては、当初、ひまわり油はいいということで、非常にこう、出た時もあったようでございますが、今は、ひまわり油は、

体に悪いという意味ではないんですが、やはり、ひまわり油に勝るものが出て来たということです。

ですから、その成分的に、太刀打ちできるものではないということでございますので、ひまわり油は、ひまわり油の良さを売り込んでいく。

ヨーロッパの方へ行きますと、ひまわり油というんですか、こういった物は、日常的に使用されておるということで、日本では、なかなか、そういった、菜種油は、基本的に、農家としてずっと持ちこたえてきたものですから、需要というものが、強いものがあるんですけども、ひまわり油自体に、需要というものが、それほど強いものがないということでございますので、このへんは、種子の、今、おっしゃるような新しい物については、ドンドン、できれば入れていきたい。

ただ、それは、花との関係がございまして。ですから、花が基本的に綺麗でなかったら、ひまわり祭というのは、効果がありません。その副産物として種が有効活用できるということが、今のやり方でございますので、種と両方、うまくマッチさせるという、そういったところの一番いい物は何かなというのは、JA等々も、普及所とか、そういった所とも相談しながら、これは、また、取り組んでいきたいと思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） まあ、大いに検討していただいたらなと思っております。

今まで、その農林業、農林振興課、農林関係の仕事なんですけれども、国や県の事業を、うまく取り入れながら、やっていく。当然、こういう自治体としては、それが、いかにうまくしていくかというところで、限界があるんですけども、今後の、やっぱりその、いろんなことで、特色のある自治体というのは、やはり行政が、もっとこう、生産とか、そういうあれだけじゃなくて、売り物いうんですかね、これは売れるものだということについて、もっとこう積極的に、農家というんですか、生産者にこう、関わってきているんじゃないかと思っております。

やはり今後はですね、やっぱりいくら作っても売れなきゃしょうがないということで、やっぱり、そのあたりも一緒になってこう、やっていくというような、そういうような関わりを持つべきじゃないかなと思っております。

これちょっと、手前味噌になるんですけども、これからの農業というような、タイトルになったんですけども、実はですね、8月19日の神戸新聞のコラムを読んだ時にね、今年、ロンドンオリンピックがあつて、その後、ロンドンパラリンピックありました。その時の書き出しがですね、これはまあ、パラリンピックの選手へのエールを送った書き出し。あの時があつたからこそという書き出しでこう、始まっていたんです。ご承知のとおり、それぞれ、パラリンピックの選手たちにとってはですね、本当にこう、予期せぬ大けがや病気で、大きなハンデを背負ったり、背負うような生活になられて、しかしながらこう、障害者のアスリートとして、世界のレベルに立つという、その時に、あの時があつたから、今があるんだというようなことを、よくおっしゃってます。そして、それを、あの時を乗り越え、新しい出会いとか生きがい、あるいは、充実した人生を歩めるといったような選手が、たくさんいたと思っております。

佐用町にとって、あの時。合併もあつたんですけども、3年前の8月9日。私はまあ、それが思い浮かんだわけなんです。それ以来、佐用町はですね、創造的復興を目指して、本当にこう、町民挙げて邁進しております。何年か後に、あの時があつた、けれどもと言

えるような町にならなければなりません。

企業誘致が見込まれない佐用町のような所では、基幹産業は農林業です。農林業は、ある人はこう、もてなしの産業だと言われております。安全で美味しい食材を生産し、綺麗な水や空気や景色や風景を持続している山林。そしてまあ、それに携わる人がね、本当にこう、元気で生き生きとしている。これが、本当の創造的復興になるんじゃないかなと思います。

そのために、行政には、更なる奮起を期待いたしまして、質問を終わります。失礼しました。

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君の発言は終わりました。

お諮りします。後、5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて、本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明9月25日、午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さんでした。

午後04時11分 散会